喜多方市総合計画
（2017～2026）
きたかた活力推進プラン

第３期３ヵ年実施計画
（令和元～３年度）

喜 多 方 市

目　　次

実施計画策定の趣旨 1
実施計画の位置付け 1
計画の期間 1
実施計画の構成 2
実施計画の見方 2

実施計画
大綱１　地域の特性を生かした力強い産業づくり 3

1　農林業 3
2　商業 7
3　工業 8
4　雇用・労働 10
5　観光 11

大綱２　地域を支え未来を拓く人づくり 16

1　学校教育 16
2　生涯学習 19
3　歴史・文化 21
4　男女共同参画 23

大綱３　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり 24

1　子ども・子育て 24
2　保健・医療・介護・福祉 26
3　消防・防災 32
4　生活・安全 34
5　社会基盤 35

大綱４　自然との共生と元気なふるさとづくり 40

1　協働・地域コミュニティ・市民活動 40
2　移住・定住 41
3　連携・交流 41
4　生活環境・自然環境・景観 43
5　循環型社会 44

計画の実現に向けて 45

■　実施計画策定の趣旨

この計画は、「喜多方市総合計画（2017～2026）きたかた活力推進プラン」における基本構想及び基本計画に基づくまちづくりを着実に進めるため、基本計画で定めた各施策の展開に必要な事務事業を体系的に定めるものです。

■　実施計画の位置付け

～「喜多方市総合計画（2017～2026）きたかた活力推進プラン」の体系～

将来の都市像
『力強い産業　人が輝く活力満ちる安心・快適なまち』

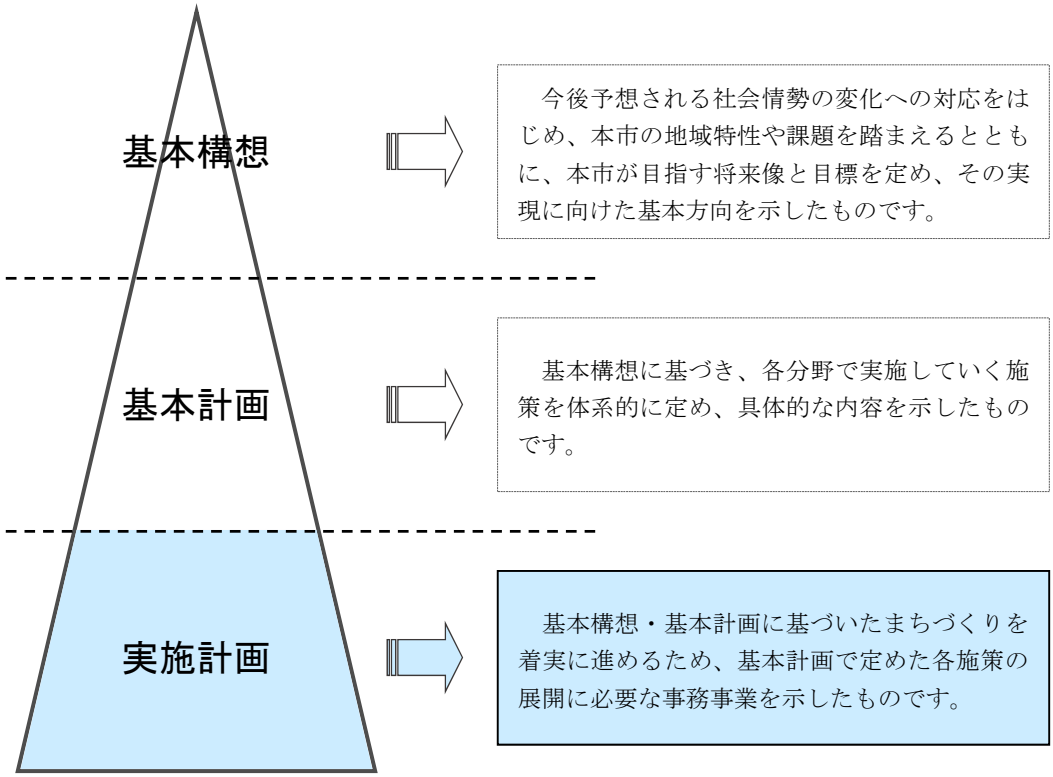

■　計画の期間

実施計画は、３ヵ年を計画期間としますが、令和７年度は２ヵ年、令和８年度は１ヵ年とします。なお、絶えず変化を続ける社会経済情勢に迅速に対応するため、毎年度見直しを行うローリング方式により策定します。

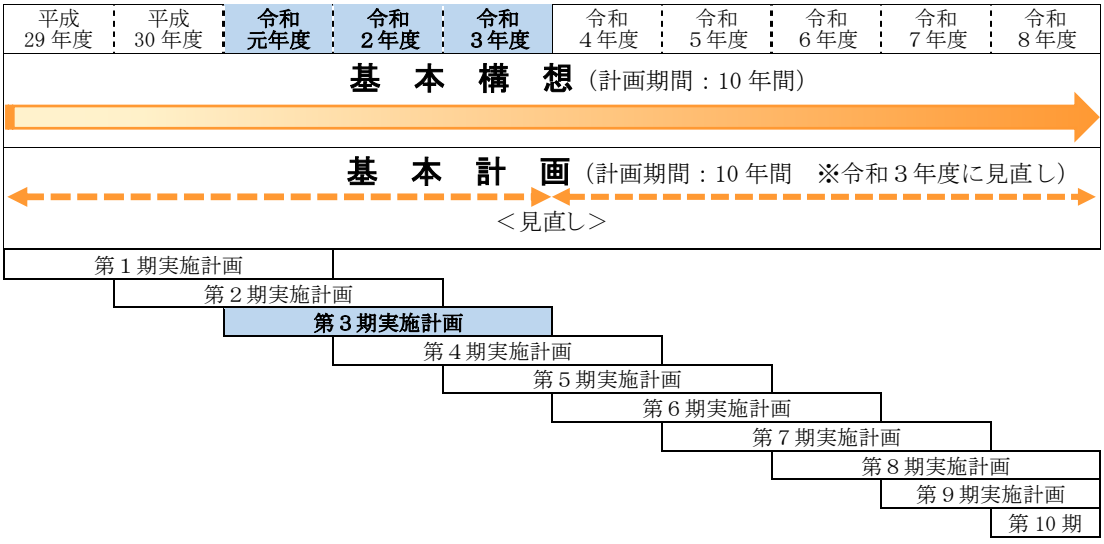

■　実施計画の構成

『きたかた活力推進プラン』における施策体系に基づき、事務事業を掲載しています。

実施計画

		［ 施策体系コード ］	
大綱１　地域の特性を生かした力強い産業づくり			
１	農林業	［ 1-1-(1)-1 ～ 1-1-(10)-1 ］	⇒
２	商業	［ 1-2-(1)-1 ～ 1-2-(3)-1 ］	⇒
３	工業	［ 1-3-(1)-1 ～ 1-3-(4)-5 ］	⇒
４	雇用・労働	［ 1-4-(1)-1 ～ 1-4-(3)-3 ］	⇒
５	観光	［ 1-5-(1)-1 ～ 1-5-(5)-1 ］	⇒
大綱２　地域を支え未来を拓く人づくり			
１	学校教育	［ 2-1-(1)-1 ～ 2-1-(7)-2 ］	⇒
２	生涯学習	［ 2-2-(1)-1 ～ 2-2-(3)-2 ］	⇒
３	歴史・文化	［ 2-3-(1)-1 ～ 2-3-(4)-2 ］	⇒
４	男女共同参画	［ 2-4-(1)-1 ～ 2-4-(1)-4 ］	⇒
大綱３　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり			
１	子ども・子育て	［ 3-1-(1)-1 ～ 3-1-(5)-1 ］	⇒
２	保健・医療・介護・福祉	［ 3-2-(1)-1 ～ 3-2-(10)-1 ］	⇒
３	消防・防災	［ 3-3-(1)-1 ～ 3-3-(4)-1 ］	⇒
４	生活・安全	［ 3-4-(1)-1 ～ 3-4-(5)-1 ］	⇒
５	社会基盤	［ 3-5-(1)-1 ～ 3-5-(7)-2 ］	⇒
大綱４　自然との共生と元気なふるさとづくり			
１	協働・地域コミュニティ・市民活動	［ 4-1-(1)-1 ～ 4-1-(4)-1 ］	⇒
２	移住・定住	［ 4-2-(1)-1 ～ 4-2-(2)-1 ］	⇒
３	連携・交流	［ 4-3-(1)-1 ～ 4-3-(2)-1 ］	⇒
４	生活環境・自然環境・景観	［ 4-4-(1)-1 ～ 4-4-(4)-1 ］	⇒
５	循環型社会	［ 4-5-(1)-1 ～ 4-5-(3)-1 ］	⇒
計画の実現に向けて		［ 実現-(1)　～　実現-(10) ］	⇒

事務事業

■　実施計画の見方

施策体系コード

1 大綱 - 1 分野 - (1) 施策項目 - 1 施策内容

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

実施計画の対象となる事業の内容

1　農林業

分野

施策項目

大綱

施策内容

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－(）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
(1) 担い手の育成・確保	1 新規就農者の育成確保と農業の担い手となる認定農業者への誘導、集落営農の組織化及び農業生産組織などの法人化への誘導を推進しつつ、経営感覚に優れた経営体への移行に向けた支援を図ります。	1-1-(1)-1	きたかたの“農”を支える担い手支援事業	営農の省力・低コスト化につながる集落営農等の組織化・法人化、機械の共同利用に向けた支援とともに、担い手の経営革新、需要に応じた米生産に必要な農業用機械等の導入等に対する支援により、本市農業を支える担い手の育成・確保を図る。	－	－	農業振興課

※再掲のものは事業概要を省略しています。

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

1　農林業

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 担い手の育成・確保	1 ・新規就農者の育成確保と農業の担い手となる認定農業者への誘導、集落営農の組織化及び農業生産組織などの法人化への誘導を推進しつつ、経営感覚に優れた経営体への移行に向けた支援を図ります。	1-1-(1)-1	きたかたの“農”を支える担い手支援事業	営農の省力・低コスト化につながる集落営農等の組織化・法人化、機械の共同利用に向けた支援とともに、担い手の経営革新、需要に応じた米生産に必要な農業用機械等の導入等に対する支援により、本市農業を支える担い手の育成・確保を図る。	－	－	農業振興課
			経営体育成支援事業	人・農地プランに位置付けられた中心経営体の育成・確保を推進するため、融資を活用した農業用機械等の導入への支援を図る。	同左	同左	農業振興課
			担い手アクションサポート事業	地域の農業関係機関等の密接な連携による効果的な経営サポート活動の展開により、将来にわたって本市農業を支えていく意欲ある農業者(認定農業者・認定新規就農者)の育成・確保を図る。	同左	同左	農業振興課
			人・農地問題解決加速化支援事業	担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランの作成や見直しへの誘導や支援を行うとともに、地域が作成したプラン案について「人・農地プラン検討会議」で審査し、決定を行う。	同左	同左	農業振興課
			農業経営基盤強化資金利子助成事業	スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者への支援を図る。	同左	同左	農業振興課
			“来て見て触れて”きたかた農業研修・生活体験事業	本市への就農・定住を促進するため、首都圏等の就農志向者を対象に、農作物の夏秋季の管理・収穫作業を中心とした農業研修と農村生活を体験できる研修を実施する。	－	－	農業振興課
			新規就農者経営確立支援事業	国の「農業次世代人材投資事業」の対象とならない50歳未満の認定新規就農者（農家後継者）を含めた新規就農者の就農準備段階から経営開始直後の不安定な時期を支援することにより、青年層の新規就農の促進と就農後の定着を図る。	同左	同左	農業振興課
			農業次世代人材投資事業交付金	次世代を担う農業者を志向する認定新規就農者に対し、就農直後の経営の安定と定着化を推進するため交付金を交付する。	同左	同左	農業振興課
			農業者年金加入推進事業	独立行政法人農業者年金基金より受託している農業者年金業務について、年金加入を積極的に実施することにより、農業者の老後生活の安定に寄与する。また農業の担い手を確保する観点から、農地を所有していない農業従事者等にも広く加入推進を図る。	同左	同左	農業委員会事務局
（2） 農用地の集積と有効利用	1 ・担い手への農地の利用集積を推進し、遊休農地の発生防止に努めるほか、地域の担い手の明確化と集落営農組織の育成等による地域ぐるみの円滑な農地の利用調整を推進します。	1-1-(2)-1	担い手農地集約化支援事業交付金	国の機構集積協力金（経営転換協力金、耕作者集積協力金）の対象農地を借り受けた農地の受け手に対して農地面積に応じて交付金を交付する。	同左	同左	農業振興課
			雄国山麓地区営農確立モデル実証事業	雄国山麓地域において農家の経営の安定化及び未利用地の解消を図るため、新たな導入作物として機械化体系が確立されている加工用馬鈴薯等の輪作体系の実証事業を行い、当地域における畑作営農の振興を図る。	－	－	農業振興課
			農業振興地域整備計画総合見直しに係るシステム構築業務	農業振興地域整備計画の総合見直しに向け農振区域内農用地等の情報をコンピュータ上で保存・利用・管理・検索が可能となるGIS（地理情報）システムを整備する。	－	－	農業振興課
			機構集積協力金事業	人・農地プランの話し合いの中で農地中間管理機構にまとめて農地の貸付を行った地域や、同機構に対する貸付に伴って経営転換やリタイアする者等に対して協力金を交付する。	同左	同左	農業振興課
			担い手への農地の集積・集約化業務	農業委員及び農地利用最適化推進委員が人・農地プラン等の地域における話し合いに参画し、地域の状況及び課題に対応した活動を積極的に行うことにより、農地利用の効率化を促進する。	同左	同左	農業委員会事務局
			遊休農地の発生防止・解消業務	農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が連携して農地利用状況調査（農地パトロール）と利用意向調査を実施し、所有者等の利用意向の内容を勘案しつつ、農地の利用増進に向けた利用調整を行うとともに、農地中間管理事業の活用促進を図る。	同左	同左	農業委員会事務局

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（3） 戦略的作物の産地化	1 ・収益性の高い園芸作物の作付拡大と施設化を促進するとともに、高性能農業機械や優良品種・新技術の導入により安定した産地を育成し、稲作との複合経営による収益性・生産性の高い農業経営体の育成強化を図ります。	1-1-(3)-1	園芸作物施設化促進事業	長期取りによる増収と高品質な作物の生産が可能になる施設栽培への切換えを誘導・促進するため、パイプハウス導入に係る経費の一部を助成し、農業者の負担軽減により農家経営の向上を図る。	同左	同左	農業振興課
			産地パワーアップ事業	産地形成の更なる推進と生産基盤の強化を図るため、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組みを支援する。	同左	－	農業振興課
			アスパラ栽培促進事業	産地の形成及びブランド力向上のため、戦略作物であるアスパラガスの苗の購入に要する経費を補助する。	同左	同左	農業振興課
			中山間地域花き生産支援事業	中山間地域の夏季冷涼な気象条件を活かし、他の園芸品目に比べて省力であり、露地栽培が可能なりんどう等の花き栽培の拡大を支援する。	同左	同左	農業振興課
			雄国山麓地区園芸作物等生産支援事業	雄国山麓地区の標高を活かした収益性の高い作物（葉菜類等）による農業経営の安定化を目的とし栽培に係る経費の支援を図る。	同左	同左	農業振興課
（4） 農業経営の安定化	1 ・水田農業の安定化のため、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や出荷業者・団体と一体となって需要に応じた生産を進めます。	1-1-(4)-1	平成26年産米価格下落対応資金利子助成事業	平成26年産米の価格下落に伴う収入減少により、深刻な影響を受けた稲作農家が再生産に必要な資金の確保のため、金融機関から融資を受けた際の融資額に対する利子相当分を助成し農家経営の安定化を図る。	同左	同左	農業振興課
			平成30年異常気象被害対応資金利子助成事業	県やJAが平成30年6月からの高温・少雨により被害を受けた農業者支援のために創設した災害資金が円滑に融通されるよう利子助成を行い、更なる農家経営の維持安定と再生産の推進を図る。	同左	同左	農業振興課
			経営所得安定対策等推進事業	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の交付事務並びに需要に応じた米生産の推進に関する事務を円滑に実施するため、地域農業再生協議会が行う推進活動を支援する。	同左	同左	農業振興課
	2 ・経営所得安定対策交付金を活用し、土地利用型作物の導入や新規需要米における作業効率のアップと所得の向上により経営の安定化を図ります。	1-1-(4)-2	水稲直播栽培促進事業	酒造好適米や備蓄米等の非主食用米において、直播栽培により低コスト化を図る農業者等に対して支援を行うことにより需要に応じた米生産と水田フル活用の促進を図る。	同左	－	農業振興課
			水田利用型園芸作物導入支援事業	水田を活用した園芸作物（水田フル活用ビジョンにおける振興作物）への転換を図るための経費の一部を補助することにより、農家所得の向上と経営の安定化を図る。	同左 （事業要望があれば予算化し対応）	同左	農業振興課
	3 ・畜産振興のため、各種補助事業を活用しながら施設の整備や高性能機械の導入を促進します。	1-1-(4)-3	肉用牛肥育素牛導入事業補助金	畜産農家の経費の負担軽減を図り、福島会津牛の生産を維持してブランドを確立するため、畜産農家による肉用牛肥育素牛の導入に対して支援する。	同左	同左	農業振興課
			放牧場利用事業補助金	乳用牛又は肉用牛の資質向上及び育成費軽減のため市外の放牧場利用に要する経費を補助する。	同左	同左	農業振興課
			牧野利用促進対策事業補助金	扇ヶ峰牧場に係る草地管理並びに衛生管理等に要する経費へ補助する。	同左	同左	農業振興課
			優良基礎雌牛導入事業補助金	畜産農家の経費の負担軽減を図り、福島会津牛の生産を維持してブランドを確立するため、畜産農家による優良基礎雌牛の導入に対して支援する。	同左	同左	農業振興課
（5） 販路の拡大	1 ・本市産農畜産物の安全・安心や品質の高さについて、首都圏等でのトップセールスの展開やイベントへの参加、パートナーショップの効果的な活用などによりPRし、販路の拡大を図ります。	1-1-(5)-1	きたかた“農の交流”モニターツアー	本市農産物への風評被害の払拭と販売促進、消費拡大を図るため、本市産農畜産物を取り扱う首都圏等の卸売業者や小売業者と連携を図り、消費者等を対象に農畜産物の生産現場の視察や体験、さらには生産農家との交流機会を設け、本市産農産物の安全性と魅力を実感してもらうモニターツアーを実施する。	－	－	農業振興課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（5） 販路の拡大	1 ・本市産農畜産物の安全・安心や品質の高さについて、首都圏等でのトップセールスの展開やイベントへの参加、パートナーショップの効果的な活用などによりPRし、販路の拡大を図ります。	1-1-(5)-1	農畜産物ブランド化・販路拡大推進事業	首都圏等でのトップセールスをはじめ、販売イベント開催や参加、本市産農畜産物を取り扱う首都圏の事業者との連携による情報発信等を行うことによって本市産農畜産物への風評被害を払拭し、販売・消費拡大を図り、もって喜多方ブランド力の向上に資する。	－	－	農業振興課
			ふれあいきたかた農業まつり補助金	ふれあいきたかた農業まつり実施団体へ補助を行い、「食」と「農」に関する新しい発見を促し、「地産地消」と「安全・安心」にこだわった食を通じて農業の素晴らしさを伝えるとともに、多くの方が食と農に関する理解とかかわりを深め、さらに、農業者及び消費者との交流により、原発事故による風評被害の払拭とともに本市産の農林畜産物等の安全・安心をPRし、本市の農業の活性化及び持続的発展を図る。	同左	同左	農業振興課
	2 ・農業を主体とした生産・加工・販売を総合的に実施する6次産業化の推進により、新たなビジネスを展開し、地域の持つブランドイメージの強化を図ります。	1-1-(5)-2	三ノ倉高原花畑はちみつ生産促進事業	三ノ倉高原花畑において養蜂を行い、菜の花、ひまわり等から採集される蜂蜜の生産拡大に取り組む農業者等を支援する。	同左	同左	農業振興課
			アグリチャレンジ支援事業	本市の6次産業化等推進戦略に基づき、農林産物等の地域資源を活用した新たな商品開発で必要となる試作品づくり等の商品化や販路開拓に向けた取組や、農産加工や農家レストラン等のサービス創出に向けた施設の整備に対して支援する。	同左	同左	農業振興課
（6） 特色ある農業の推進	1 ・安全・安心を求める消費者ニーズの高まりから、特別栽培やエコファーマーを推進することにより、有利な販売戦略と環境にやさしい農業の展開を図ります。	1-1-(6)-1	環境保全型農業直接支援対策交付金	環境保全機能を有する農業がその役割を担うため、,地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援する。	同左	同左	農業振興課
			環境にやさしい農業推進事業	環境にやさしい農業推進協議会が行う環境保全に配慮した農業を推進する活動に要する経費の一部を補助し、環境にやさしい農業の推進を図る。	同左	同左	農業振興課
（7） 農村環境・農業基盤の整備保全	1 ・魅力のある農村集落の環境整備のため、地域が行う協働活動への支援や中山間地域の棚田などを含む農地の保全と有効利用を推進します。	1-1-(7)-1	多面的機能支払交付金	多面的機能支払交付金により農地・水路・農道、農村環境等の保全活動を支援する。	同左	同左	農山村振興課
			中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持・管理していくための農業生産活動等を支援する。	同左	同左	農山村振興課
			井戸掘削支援事業	渇水状況においても農作物の安定生産が図られるよう農業用水確保のための井戸掘削事業を行う、意欲ある農業者等を支援し、農作物被害等の防止を図る。	同左	同左	農山村振興課
	2 ・効率的な農業生産を確保するため、大区画のほ場整備、農道、用排水路等の整備を推進し、農家負担の軽減を図りながら土地改良施設の長寿命化対策への取組を推進します。	1-1-(7)-2	県営土地改良事業負担金	大区画のほ場整備、農道、用排水路の再整備を目的とした土地改良を行う。	同左	同左	農山村振興課
			水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）負担金	会津北部地区において、県営で造成された農業水利施設の長寿命化対策を行う。	同左	同左	農山村振興課
			農村地域防災減災事業（ため池整備事業）負担金	中ノ沢堤、巻上堤について、老朽化等により漏水箇所があることから改修工事を行い、決壊等の災害防止を図る。	同左	同左	農山村振興課
			農村地域防災減災事業（農業用河川工作物応急対策）負担金	駒形堰用水路と大深沢川が平面交差しており、大雨時には水路から越水し、農地や下流の集落に被害を及ぼすことから、立体的に交差させる改修工事を行い災害防止を図る。	同左	同左	農山村振興課
			県営駒形地区経営体育成基盤整備事業負担金（第2、第3地区）	大区画のほ場整備、農道、用排水路等の再整備を行い、また、担い手への農地の利用集積を推進し、効率的な農業生産の確保、農業経営の確立を図ることを目的とした土地改良を行う。	同左	－	農山村振興課
			国営会津北部農業水利事業負担金	会津北部地区において、国営で造成された農業水利施設の長寿命化対策を行う。	同左	同左	農山村振興課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（8） 林業の担い手育成と生産基盤の整備	3 ・林道の整備や維持管理、森林病害虫対策等の森林保全対策などにより、林業生産基盤の整備を図ります。	1-1-(8)-3	森林病害虫防除事業	森林の持つ公益的機能の持続的な発揮が求められているところであり、松くい虫・カシノナガキクイムシの防除を実施し、森林の保全を図る。	同左	同左	農山村振興課
			林業施設整備事業費	林業生産基盤である林道の維持管理及び修繕を行う。	同左	同左	農山村振興課
			山のみち地域づくり交付金事業（北塩原・磐梯線）	林道網の基幹部分として森林整備の基盤となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道として整備し、森林整備の促進や森林資源の有効活用及び山村地域の振興を図る。	同左	同左	農山村振興課
			林道楚々木・雄国線法面改良事業	林道楚々木線の法面のモルタル吹付が劣化しており、剥離し落下すれば通行の支障となることから、改修工事を行い通行者への安全を図る。	同左	同左	農山村振興課
			広葉樹林再生事業	放射性物質の影響を受けたきのこ原木林の再生と将来における原木の安定供給を確実にするため、広葉樹林の更新を図る。	同左	同左	農山村振興課
			公有林整備事業	カーボンオフセット等を活用し、森林の整備を図る。	同左	同左	農山村振興課
			林道安全確保対策事業	林道舞台田線における降雨時の洗掘や土砂流出等の対策を行い利用者や通行の安全確保と適正な林業の基盤づくりを図る。	同左	同左	農山村振興課
（9） 森林の保全及び活用	1 ・森林環境の整備、地域材の利用促進、森林環境学習の推進などに取り組みます。	1-1-(9)-1	森林環境交付金事業	森林環境税を活用した森林環境の整備と森林環境学習に取り組む。	同左	同左	農山村振興課
			森林資源活用事業	森林資源を活用した事業の推進により、林業及び木材関連産業の川上から川下までの循環型地域経済を構築し、木質バイオマスエネルギーの有効活用による環境負荷の低減を図るとともに、新たな産業の創出等による地域経済の発展を図る。	同左	同左	農山村振興課
	2 ・森林への理解と自主的な保全活動を進めるため、森林公園などの維持管理に努め、保健休養機能による市民の健康増進を図るなど、森林の多様な活用に努めます。	1-1-(9)-2	林業振興施設管理経費	林業振興施設として整備した中山森林公園、大仏山ふれあいの森、山都森林スポーツ公園、山都林業総合センター等の施設の良好な維持・管理を行う。	同左	同左	農山村振興課
	3 ・きのこや漆など特用林産物の生産の振興を図ります。	1-1-(9)-3	特用樹林造成事業	漆木の良好な生育を図り、良質な生漆を採取するために漆団地内の下刈りを実施する。また、森林環境交付金を活用して、漆団地の下草刈り、漆木の萌芽更新を実施する。	同左	同左	農山村振興課
			菌床きのこ生産施設整備事業	農業所得向上と新たな雇用創出のため、冬期間でも生産可能なきのこ生産棟等の施設整備費に対して支援を行う。	同左	同左	農山村振興課
	4 ・災害を防止するため、治山事業や地すべり対策事業などに、国・県と連携し取り組みます。	1-1-(9)-4	森林による都市との交流事業	首都圏に居住する親子を対象に本市の森林公園等において、森林環境学習や木工クラフトを実施し、森林づくりの意識醸成を図るとともに都市との交流を図る。	同左	同左	農山村振興課
			治山事業・地すべり対策事業	国・県に対し、治山事業や地すべり対策事業などの事業採択や事業予算確保の要望活動を行う。	同左	同左	農山村振興課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（10） 有害鳥獣による被害防止	1 ・有害鳥獣による人的被害や農作物の被害防止のため、野生動物を誘引しない環境づくりの支援や、有害鳥獣の捕獲などの対策を行います。	1-1-(10)-1	農作物野生獣被害対策事業	野生獣による農作物被害の防止のため、行政区等地域が一体となって設置する電気防護柵の経費の一部を支援することにより、農山村の維持・保全を図る。	同左 （環境課に移管予定）	同左	農業振興課
			有害鳥獣被害防止対策事業	クマ、サル、イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣による農作物の被害及び人的被害を防止するため、被害防止計画に基づき「加害獣の捕獲駆除」、「生息環境整備」及び「被害防除」の三本柱による総合的な対策を実施する。	同左	同左	環境課

2　商業

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 魅力ある商店づくりと賑わいの創出	1 ・市内における消費の促進を図るため、各商店の魅力ある商店づくりの取組を支援します。	1-2-(1)-1	あきない力向上支援事業	商業の活性化を図るため、「販売力や集客力、店舗の魅力」など、「あきない力」の向上に取り組む小規模企業者に、事業にかかる経費を支援する。	同左	同左	商工課
	2 ・商業者間、商工団体や地域間等の連携を強化し、市民と密着したイベントの開催など地域の特色や活力、コミュニティ機能を高める多様な交流により、街なかの賑わい創出を図ります。	1-2-(1)-2	商業等活性化事業補助金（ふれあい通り歩行者天国補助金、まちなかゼミナールin喜多方補助金）	地域の活性化を図るため、市民の参加を対象とした公益性の高いイベントを開催する地域商工団体等に、事業に係る経費を支援する。	同左	同左	商工課
			喜多方おはようマルシェ（朝市）支援事業	観光客の滞在時間の延長や消費金額の増加、地場産品等の消費拡大による所得の向上を図るため、観光客に人気の「朝ラー」と市内観光までの時間帯をつなぐ「朝市」の開催にかかる経費を支援する。	同左	同左	商工課
			中心市街地商業活性化事業（商工フェア補助金）	中心市街地の商業活性化を図るため、会津喜多方商工会議所が行う「商工フェア」に係る経費を支援する。	同左	同左	商工課
			中心市街地商業活性化事業（会津喜多方商店街連合会補助金）	商店街の活性化を図るため、会津喜多方商店街連合会が行う地域活動事業に係る経費を支援する。	同左	同左	商工課
			中心市街地商業活性化事業（ふるさと喜多方蔵の市補助金）	商工業の振興を図るため、ふるさと喜多方蔵の市実行委員会が行う、「小荒井・小田付初市」に係る経費を支援する。	同左	同左	商工課
			商工業地域振興事業（商工業地域振興事業等補助金）	地域経済、産業等の振興を図るため、会津喜多方商工会議所及びきたかた商工会が行う商工業地域振興事業、中小相談所事業、経営改善普及事業に係る経費を支援する。	同左	同左	商工課
			熱塩温泉及び日中温泉振興事業補助金	熱塩温泉及び日中温泉の振興を図るため、各種振興事業に係る経費を支援する。	同左	同左	熱塩加納総合支所産業建設課
	3 ・商店街の整備や高齢者等買い物弱者の利便性を向上させ、商店街機能の向上と商業を通じたまちづくりの推進を図ります。	1-2-(1)-3	中心市街地商業活性化事業（空き店舗対策補助金）	商店街の活性化を図るため、福島県活力ある商店街支援事業の採択を受け、中心市街地の空き店舗を活用した開業者を間接的に支援する。	同左	同左	商工課
			喜多方市商業振興ビジョン策定事業	平成26年度に策定した現行ビジョンが平成31年度に期間を満了することから、市の商業の目指すべき中長期的な方向性を定める新たな商業振興の指針として計画を策定する。	－	－	商工課
（2） 中小企業の育成	1 ・受注・販路拡大のため、商工団体、金融機関等と連携し、マーケティング能力の向上や積極的な市場開拓の取組を支援します。	1-2-(2)-1	商業等活性化事業補助金（人材育成事業補助）	製造業以外の市内中小企業者が経営力の向上、強化等を目的に実施若しくは参加する研修会等に係る経費を支援する。	同左	同左	商工課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 中小企業の育成	2 ・商工団体、金融機関等が行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、経営基盤の強化による中小企業の育成を図ります。	1-2-(2)-2	商工業地域振興事業（商工業地域振興事業等補助金） 【再掲　1-2-(1)-2】				商工課
			中小企業融資利子補給事業	中小商工業の振興発展を図るため、福島県商工事業協同組合及び日本政策金融公庫より事業資金及び経営改善資金の融資を受けた市内中小商工業者に会津喜多方商工会議所又は、きたかた商工会の会員に利子の償還を支援する。	同左	同左	商工課
			制度資金信用保証料補助事業	中小企業の振興発展を図るため、市中小企業振興資金及び県中小企業制度資金の一部を利用し融資を受けた市内中小企業者に信用保証料を支援する。	同左	同左	商工課
			貸付金事業	市内中小企業者の設備資金、事業資金の融資を斡旋し中小企業の振興発展を図るため、市内金融機関に市中小企業振興資金に係る運用金、（株）商工組合中央金庫に融資資金に係る運用金を預託する。	同左	同左	商工課
	3 ・後継者の確保、若手経営者の育成、事業継承に対する支援などにより、人材の育成を図ります。	1-2-(2)-3	あきない後継者育成確保事業（商業等活性化事業補助金）	「喜多方あきない道場」の一環として将来を担う子どもに対し、あきないへの関心を高める体験イベントを実施する団体等に経費の一部を支援する。	同左	同左	商工課
（3） 新たな活力の創出	1 ・創業支援センターを中心に、商工団体、金融機関等と連携し、創業希望者が円滑に創業できる支援や開業後のフォローアップを充実させるとともに、空き店舗活用の支援により起業・創業を促進し、新たな活力の創出を図ります。	1-2-(3)-1	創業支援事業	創業者の発掘、創業希望者のサポートを市が直接実施する。	同左	同左	商工課
			創業スタートアップ支援事業補助金	商工業の活性化と併せて空き店舗等の利活用を図るため、本市創業支援事業計画に基づき創業支援センター等の支援を受けた創業希望者が、市内で空き店舗等を活用して開業する場合に、事務所・店舗の確保にかかる経費を支援する。	同左	同左	商工課

3　工業

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 経営基盤の強化	1 ・生産性や収益性の向上を図るため、組織の意識改革や経営環境の改善、競争力の強化を支援します。	1-3-(1)-1	経営基盤強化支援事業（リーン生産方式等実践支援事業）	ものづくり企業等の技術力・競争力を高め、企業の経営基盤の強化を図るため、経営者や従業員の意識改革を行い、企業の生産性を向上させるための効率的な生産手法に取り組む企業を支援する。	同左	同左	商工課
	2 ・技術力及び研究開発力を向上させ、景気変動や価格競争に影響されにくい新技術の獲得や付加価値の高い製品開発を支援します。	1-3-(1)-2	経営基盤強化支援事業（ものづくり企業等受注拡大・販路開拓支援事業）	ものづくり企業等の技術力・競争力を高め、企業の経営基盤の強化を図るため、受注拡大、販路開拓に取り組む企業を支援する。	同左	同左	商工課
	3 ・受注拡大につながる販売力の強化の取組と新しい市場の開拓、販路拡大への取組を支援します。	1-3-(1)-3	経営基盤強化支援事業（ものづくり企業等受注拡大・販路開拓支援事業） 【再掲1-3-(1)-2】				商工課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 経営基盤の強化	3 ・受注拡大につながる販売力の強化の取組と新しい市場の開拓、販路拡大への取組を支援します。	1-3-(1)-3	経営基盤強化支援事業（展示会等出展支援事業）	ものづくり企業等の技術力・競争力を高め、企業の経営基盤の強化を図るため、展示会等に出展する企業を支援する。	同左	同左	商工課
	4 ・商工団体、金融機関等が行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、企業の育成を図ります。	1-3-(1)-4	中小企業融資利子補給事業 【再掲　1-2-(2)-2】				商工課
			制度資金信用保証料補助事業 【再掲　1-2-(2)-2】				商工課
			貸付金事業 【再掲　1-2-(2)-2】				商工課
（2） 雇用創出と人材の確保・育成	1 ・企業誘致、既存企業の拡大などにより雇用を創出し、人材の確保を図ります。	1-3-(2)-1	企業立地促進事業	工場等立地促進条例に基づき、市内に立地・増設した企業に対して工場等設置助成金、雇用促進助成金を交付する。	同左	同左	商工課
			移転企業等操業支援事業	企業誘致による安定した雇用の創出を図るため、工場を賃借し市外から市内に移転する企業や、業務拡張のため市内に新たに工場を賃借し操業開始する企業等に対し、移転や設備投資にかかる経費を支援する。	同左	同左	商工課
	2 ・経営者・後継者の育成とともに、技術・技能の継承者、高度な製品・技術の開発に携わる人材の育成を支援します。	1-3-(2)-2	経営基盤強化支援事業（ものづくり企業等人材育成・研修等支援事業）	ものづくり企業等の技術力・競争力を高め、企業の経営基盤の強化を図るため、人材育成に取り組む企業を支援する。	同左	同左	商工課
			ものづくり技能継承事業	ものづくり企業の基盤を成す溶接技術の向上や技術の継承者などの人材育成を図るため、福島県溶接協会主催の溶接技術競技会に参画する。	同左	同左	商工課
	3 ・将来のものづくりを担う人材の育成を図ります。	1-3-(2)-3	地域ものづくり産業発展支援事業	ものづくりに対する理解や関心を深めてもらうことにより、将来のものづくり産業を担う人材育成や地域産業の発展を図ることを目的に、工場見学やものづくり交流フェアを実施する。	ものづくり交流フェアを開催する。	工場見学を実施する。	商工課
			発明展	科学技術の振興と産業・技術の発展に資するとともに、次代を担う児童・生徒の創造性の育成を図るため、発明展を実施する。	同左	同左	商工課
（3） 新産業・新分野への進出支援	1 ・地域資源と保有技術を生かした付加価値の高い製品や、新製品の開発など、新産業・新分野への進出を支援します。	1-3-(3)-1	経営基盤強化支援事業（ものづくり企業等受注拡大・販路開拓支援事業） 【再掲1-3-(1)-2】				商工課
	2 ・産学官金連携により、企業が抱える経営や技術など課題の解決を支援します。	1-3-(3)-2	産学官連携推進事業	会津大学、福島大学、山形大学等と連携し、企業等の抱える経営や技術の課題解決を支援する。	同左	同左	商工課
（4） 企業誘致の推進と操業支援	1 ・工業団地の整備により、企業誘致の推進を図ります。	1-3-(4)-1	喜多方綾金工業団地PR推進事業	企業誘致による安定した雇用の創出や企業ニーズに対応するため綾金地区の市有未利用地を活用して工業団地の整備を進めるとともに、工業団地のPRと企業誘致活動を強化する。	同左	同左	商工課
			工業団地管理事業	企業誘致による安定した雇用の創出や企業ニーズに対応するため綾金地区の市有未利用地を活用して工業団地を整備し、適正な管理を行う。	同左	同左	商工課
	2 ・対応力の高い生産体制の構築と生産力の拡大、生産効率や品質の向上などを支援します。	1-3-(4)-2	経営基盤強化支援事業（ものづくり企業等受注拡大・販路開拓支援事業） 【再掲　1-3-(1)-2】				商工課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（4） 企業誘致の推進と操業支援	3 ・新たな企業立地や設備投資しやすい環境を整備するとともに、創業や新エネルギー、成長分野への参入を支援します。	1-3-(4)-3	企業誘致活動事業	新たな企業立地を図るための誘致活動、工場用地の紹介、優遇制度の説明等を実施する。	同左	同左	商工課
	4 ・工業振興に関する情報の共有化や助成金の申請など円滑な操業を支援する体制の強化・充実を図ります。	1-3-(4)-4	企業立地促進事業 【再掲　1-3-(2)-1】				商工課
			企業誘致活動事業 【再掲　1-3-(4)-3】				商工課
	5 ・広域的な企業の連携を支援するとともに、自治体間の連携により産業振興による地域活力の維持や雇用拡大の促進を図ります。	1-3-(4)-5	経営基盤強化支援事業（会津産業ネットワークフォーラム負担金）	会津地域の企業間連携による持続的な成長、発展を図るため、企業間交流連携、販路開拓・拡大、新分野への参入、企業力の向上に資する事業を支援する。	同左	同左	商工課

4　雇用・労働

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 就業機会の確保と雇用創出の推進	1 ・関係機関・団体と連携した就職面接会などの開催、就職情報の提供などにより、新規学卒者等、再就職希望者、障がい者等の就業機会の確保を図ります。	1-4-(1)-1	就職支援事業（合同企業説明会）	来春学卒者が地元企業について理解を深めることで、今後の就職活動に向けて職業選択の幅を広げ、就職後のミスマッチをなくし職場定着と地元企業の人材確保を図るため、合同による企業説明会を開催する。	同左	同左	商工課
			就職支援事業（就職フェアinあいづ実行委員会負担金）	地域企業と地域求職者やUIJターン就職希望者を対象とした合同就職面接会を開催し、就業機会のマッチングの場を提供することによって地域内における雇用の拡大と安定を図るため、「就職フェアinあいづ実行委員会」に参加する。	同左	同左	商工課
	2 ・雇用相談センターの相談・就業支援業務を充実し、就業の促進と求職・求人のマッチングを図ります。	1-4-(1)-2	雇用相談事業	就労機会の創出を図るため、雇用相談、生活相談等のワンストップ化を実施し、ハローワーク喜多方等の関係機関との連絡調整、職業訓練支援、無料職業紹介事業などを行う。	同左	同左	商工課
	3 ・高齢者労働力の活用や、働きやすい環境づくりにより女性、障がい者等の就業を促進し、安定した雇用を図ります。	1-4-(1)-3	高齢者団体就労支援事業（市シルバー人材センター運営補助金）	高齢者の雇用機会の拡大と生きがいを高める取組を創出するため、喜多方市シルバー人材センターが取り組む事業に要する経費を支援する。	同左	同左	商工課
			高齢者団体就労支援事業（全国シルバー人材センター事業協会賛助金、県シルバー人材センター事業協会賛助金）	高齢者の雇用機会の拡大と生きがいを高める取組の創出に関する情報の共有を行うため、全国シルバー人材センター事業協会及び福島県シルバー人材センター事業協会に賛助会員として参加する。	同左	同左	商工課
	4 ・企業誘致や市内企業への支援を通して雇用を創出するとともに、UIJターン者や起業・創業者への支援により、新たな雇用の創出を図ります。	1-4-(1)-4	創業スタートアップ支援事業補助金 【再掲　1-2-(3)-1】				商工課
			移転企業等操業支援事業 【再掲　1-3-(2)-1】				商工課
（2） 若年層の市内定着の促進と市内企業の人材確保	1 ・関係機関・団体と連携し、高校生の市内企業への理解を高めるとともに、就職支援を充実させ、若年層の市内定着と市内企業の人材確保を図ります。	1-4-(2)-1	就職支援事業（合同企業説明会） 【再掲　1-4-(1)-1】				商工課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 若年層の市内定着の促進と市内企業の人材確保	2 ・若年層が市内での就職・定住を希望するような動機づけを提供し、若年層の市内定着を促進します。	1-4-(2)-2	奨学金償還支援事業補助金	若年層の市外流出の抑制とUターンの促進を図るため、喜多方市奨学資金等（奨学金）の貸与を受けた者で学校卒業後市内に就職・居住する者を対象に、奨学金の償還を支援する。	同左	同左	商工課
（3） 職業能力の向上と労働者福祉の向上	1 ・関係機関と連携し、職業能力開発の支援を充実し、職業能力の向上を図ります。	1-4-(3)-1	職業訓練支援事業補助金	現在求職活動中で、就業に必要な技能等を身に付けて再就職を希望する市民を対象に職業訓練に係る経費を支援する。	同左	同左	商工課
	2 ・企業に働きかけ、働きやすい環境づくりを図り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。	1-4-(3)-2	ワーク・ライフ・バランス推進事業	男女ともに育児休暇や有給休暇を十分取得できるような職場環境づくりを企業に働きかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざすため、市内企業への啓発活動を実施する。	同左	同左	商工課
	3 ・小規模事業所と勤労者の福利厚生を充実し、労働者福祉の向上を図ります。	1-4-(3)-3	勤労者福祉対策事業（喜多方市勤労者互助会）	市内に事業所を有する事業主及び従業員等の未組織労働者の福利厚生の増進及び事業所の振興発展を支援する。	同左	同左	商工課
			勤労者福祉対策事業（喜多方市勤労者互助会補助金）	市内に事業所を有する事業主及び従業員等の未組織労働者で、福利厚生の増進及び事業所の振興発展に寄与することを目的として組織された、喜多方市勤労者互助会の活動経費を支援する。	同左	同左	商工課
			労働者福祉対策事業（喜多方市技能功労者表彰）	技能者の地位及び技能水準の向上と業界の発展を図るため、優れた技能者を表彰する。	同左	同左	商工課

5　観光

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 地域特性を生かした観光の魅力づくり	1 ・豊かな自然と長い歴史に育まれた花々を誘客に生かす花でもてなす観光を進めます。	1-5-(1)-1	三ノ倉高原花畑事業	春には菜の花フェスタ、夏にはひまわりフェスタを開催する。	同左	同左	熱塩加納総合支所産業建設課
			花めぐりパンフレットの作成	本市の花資源をPRし、観光誘客や観光客の市内回遊を図るため、花めぐりパンフレットを作成する。	同左	同左	観光交流課
			しだれ桜開花期の受入態勢の整備	日中線記念自転車歩行者道しだれ桜並木開花期の交通誘導員の配置、仮設トイレ・ベンチ・案内看板の設置を行う。	同左	同左	観光交流課
			立体花壇の設置	市役所敷地及び喜多方駅前広場へ立体花壇やプランターの設置を行う。	同左	同左	観光交流課
			花いっぱいコンクールの実施	小学校の部、中学校以上の部、幼稚園・児童館の部、団体・法人の部、個人の部の10部門で花いっぱいコンクールを実施する。	同左	同左	観光交流課
			花とみどりのまちづくり推進会議への支援	花とみどりのまちづくり推進会議が実施する花壇づくりや市民花づくり講座を支援する。	同左	同左	観光交流課

大綱１　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 地域特性を生かした観光の魅力づくり	2 ・既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、新たな観光資源の発掘と活用により、観光地としての多彩な魅力の創出を図ります。	1-5-(1)-2	きたかた喜楽里博の実施	地域資源に光を当て、各地域の魅力ある資源やイベントを有機的に結び付け、一元的に情報発信する「きたかた喜楽里博」の実施に対する経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課
			日本遺産認定「会津の三十三観音めぐり」継承事業	日本遺産「会津の三十三観音めぐり」の認定ストーリーの活用や後世への継承、構成文化財等の保全、文化財所在地域の活性化を図る。	同左	同左	観光交流課
			磐越西線SL定期運行推進協議会負担金	SLばんえつ物語号運行推進のための協議会に対し経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課
			観光振興ビジョン策定事業	社会経済事情の変化や観光振興をめぐる環境の変化等に対応した本市の観光が目指すべき中期的な方向性を定める。	同左	－	観光交流課
	3 ・体験プログラムの充実や季節に応じた様々な観光資源の組み合わせによる多様な周遊ルートの提案などにより、滞在時間の延長や市内宿泊者数の増加につなげ、観光消費の拡大に努めます。	1-5-(1)-3	きたかた喜楽里博の実施 【再掲　1-5-(1)-2】				観光交流課
	4 ・旧甲斐家住宅を観光拠点として整備し、蔵や町並み、神社仏閣、その他観光資源の面的な魅力を引き出すまちづくりを進めます。	1-5-(1)-4	蔵等国登録有形文化財保存支援事業	蔵等の歴史遺産を観光や地域づくりに活用するため、修繕等に係る費用の一部を補助する。	同左	同左	文化課
			市指定文化財保存事業・無形文化財保存団体補助金 （指定文化財の保護・保存（補助金））	市指定天然記念物及び指定史跡の継続した維持管理のため、かかる費用の補助を行う。	同左	同左	文化課
			市指定文化財保存事業・無形文化財保存団体補助金 （無形民俗文化財（伝統芸能）の継承、保存に対する支援）	県指定等無形民俗文化財（6団体）に対する補助を行う。	同左	同左	文化課
			会津盆地北西部地域文化財調査成果周知事業	会津盆地北西部地域全体の文化的な価値の周知を図るため灰塚山古墳シンポジウムを開催する。	会津盆地北西部地域全体の調査成果の取りまとめを行う。	リーフレットの作成を行う。	文化課
			旧甲斐家蔵住宅整備事業	駐車場予定地取得のための不動産鑑定評価、境界画定測量業務委託料及び土地取得費の計上。一般公開の準備段階として消防設備設置工事を行う。	未定	未定	観光交流課
	5 ・地域の特性を活かしたイベントや自然環境を生かしたアウトドア観光の振興を図ります。	1-5-(1)-5	蔵のまち喜多方夏まつり	喜多方レトロ横丁、日橋川川の祭典、子どもまつり囃子、会津喜多方蔵太鼓、会津磐梯山庄助おどり、太鼓台競演、6,000人の盆踊り開催に対する経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課、各総合支所産業建設課
			蔵のまち喜多方冬まつり	喜多方そばフェスタ、全国ラーメンフェスタ開催に対する経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課
			地域資源を生かしたイベントの支援	蔵のまち喜多方さつき祭り、舟引きまつり、花しょうぶ祭り、バルーンフェスティバル、一戸橋梁ライトアップ、鏡桜と花ウォークの開催に対する経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課、各総合支所産業建設課
			塩川三大お肉グルメフェア	塩川三大お肉グルメフェア開催に対する経費等を支援する。	未定	未定	塩川総合支所産業建設課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 地域特性を生かした観光の魅力づくり	5 ・地域の特性を活かしたイベントや自然環境を生かしたアウトドア観光の振興を図ります。	1-5-(1)-5	「棚田といえば高郷」まちおこし事業	「棚田といえば高郷」まちおこし事業開催に対する経費等を支援する。	未定	未定	高郷総合支所産業建設課
			雄国沼シャトルバスの運行	雄国沼施設等管理運営協議会への負担金を支出するとともに、雄国沼オーバーユース対策としてシャトルバスの運行を実施する。	同左	同左	観光交流課
			各山開きへの支援	鳥屋山、黒森山、飯豊山、日中飯森山の各山開き等に対し補助金を交付する。	同左	同左	各総合支所産業建設課
			飯豊山イベントへの支援	市管理の切合避難小屋を宿泊地にし、お花畑コースと大日岳コースを用意し、中級者からベテランまでを対象としたイベントを実施する。	同左	同左	山都総合支所産業建設課
			山都新そばまつり補助金	山都新そばまつりに対し、補助金を交付する。	同左	同左	山都総合支所産業建設課
			その他各地域のそばイベントの支援	塩川新そば祭り、たかさと郷新そばまつり、雪室そばまつりに対し補助金を交付する。	同左	同左	各総合支所産業建設課
			裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会負担金	裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会へ負担金を支出する。	同左	同左	観光交流課
			地酒のまち喜多方推進事業	本市の地域資源である「日本酒」、「蔵の街並み」のエッセンスを併せ持つ「酒蔵」にスポットをあて、関係団体が連携して取り組む地酒の新たな魅力づくりや酒蔵による誘客の仕組みづくり、酒蔵を活用したツーリズム事業等に対する経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課
（2） 誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実	1 ・観光情報について、ターゲットを明確にし、ICT及び各種メディアの活用や観光誘客イベントでの宣伝など効果的な情報発信を図ります。	1-5-(2)-1	風評被害払しょく観光・物産PR事業	風評被害を払拭するための観光物産PR等の取組を行うとともに、観光素材の収集やそれらを組合せたモデルコース策定、首都圏でのPR発信等の業務を通じた観光人材育成を図る。	未定	未定	観光交流課
			観光誘客、PR活動、情報発信の強化	観光PRキャラバンの実施や、HP、パンフレット、ポスター、広告等により情報を発信する。	同左	同左	観光交流課
	2 ・蔵とラーメンのまちとしての全国的知名度を最大限に生かし、旅行事業者やマスコミを対象とした観光プロモーションの展開と多彩な体験プログラム等を活用した教育旅行の誘致を図ります。	1-5-(2)-2	福島県観光復興推進委員会事業負担金	福島県、県内市町村、民間団体が一体で実施する誘客活動事業に対し、負担金を支出する。	同左	同左	観光交流課
			蔵のまち喜多方老麺会補助金	蔵のまち喜多方老麺会の活動に対する経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課
	3 ・観光案内所や観光駐車場の設置、観光ガイドの育成など、おもてなしの心を基本としたきめ細やかな受入体制の整備を図ります。	1-5-(2)-3	観光案内所の管理運営	観光案内所の運営を喜多方観光物産協会に委託し、観光客の受入体制を整備する。	同左	同左	観光交流課
			観光駐車場の管理運営	駅前駐車場、西四ツ谷駐車場等の管理運営を行う。	同左	同左	観光交流課
	4 ・公共交通機関と連携を図りながら、駅等の交通拠点と観光地を結ぶ二次交通の充実に向けた取組を図ります。	1-5-(2)-4	ぶらりん号運行補助金	市内循環バスを運行する事業者を支援し、市内を訪れた観光客の二次交通の充実を図る。	同左	同左	観光交流課
			飯豊山登山アクセスバス補助金	飯豊山登山アクセスバス運行事業者を支援し、登山者の二次交通の確保を図る。	同左	同左	山都総合支所産業建設課
			会津カード負担金	会津管内の鉄道・バスが2日間の乗り放題となるサービスのほか、観光・宿泊施設や飲食店などの割引優待サービスが受けられるカード発行事業に係る負担金を支出する。	同左	同左	観光交流課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実	5 ・すべての人が観光しやすい環境を整備するため、観光施設のバリアフリー化や福祉機器の貸出しなど、観光支援サービスの体制づくりを行うとともに、施設の適正な管理に努めます。	1-5-(2)-5	観光施設の管理運営	喜多方蔵の里、三ノ倉スキー場、そば資料館等の管理運営を行う。	同左	同左	観光交流課、各総合支所産業建設課
			喜多方蔵の里修繕事業	喜多方蔵の里の土壁の修繕を実施する。	－	－	観光交流課
			温泉保養施設の管理運営	ふれあいパーク喜多の郷、いいでのゆ、ふれあいランド高郷の管理運営を行う。	同左	同左	観光交流課、各総合支所産業建設課
			ふれあいパーク喜多の郷公衆トイレ改修事業	老朽化したふれあいパーク喜多の郷のトイレの改修工事を実施する（H30年度繰越事業）。	－	－	観光交流課
			蔵の湯修繕事業	老朽化した蔵の湯の高所壁及び源泉雑排水ポンプの修繕を実施する。	－	－	観光交流課
			ふれあいランド高郷給湯配管改修工事	老朽化したふれあいランド高郷の給湯配管の改修工事を行う。	－	－	高郷総合支所産業建設課
			たかさと炭焼き工房窯解体工事	窯の老朽化が激しいため、安全を確保の観点から早急に解体工事を行う。	－	－	高郷総合支所産業建設課
			「花・絶景・湯」をつなぐ整備事業	地域資源のPRにより誘客増加と地域活性化を図るため、高郷町の「雷神山花の森」と「ふれあいランド高郷」との間を結び、「花・絶景・湯」を堪能できる遊歩道等を整備し、観光誘客を強化する。	同左	同左	高郷総合支所産業建設課
			温泉所在都市協議会負担金	温泉所在都市協議会運営に対する負担金を支出する。	同左	同左	観光交流課
			道の駅を活用した交流人口の拡大	全国「道の駅」連絡協議会や東北「道の駅」連絡協議会と連携するとともに、ふくしま道の駅・空の駅まつりや福島「道の駅」スタンプラリー実施の負担金を支出する。	同左	同左	観光交流課
			飯豊とそばの里センター空調設備等改修事業	老朽化した飯豊とそばの里センター（そば伝承館）の空調設備の改修工事を行う。	－	－	山都総合支所産業建設課
			いいでのゆ源泉ポンプ引揚・設置工事	平成28年度に設置後3年が経過することから源泉ポンプを引揚、新しいポンプと交換設置する。	－	－	山都総合支所産業建設課
			いいでのゆ源泉タンク改修工事	老朽化した源泉タンクの改修工事を実施する。	－	－	山都総合支所産業建設課
	6 ・本市観光まちづくりの中核機関である喜多方観光物産協会の経営基盤の強化を図り、地域の観光マーケティングやマネジメントを担い、観光による地域づくりの主体となるDMOの形成を目指します。	1-5-(2)-6	喜多方観光物産協会事業補助金	本市観光まちづくりの中核機関である喜多方観光物産協会と連携するとともに、運営に対する経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課
（3） 広域観光と外国人観光客の誘客推進	1 ・近隣市町村や広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」を通した仙台市等との有機的な連携を強化するとともに、花でつながる観光交流宣言を締結した新潟市との相互協力・交流をさらに深め、国内外からの誘客を視野に入れた広域的な観光ルートづくりや誘客宣伝活動を進めます。	1-5-(3)-1	訪日外国人観光客誘客推進事業	平成29年度より東北観光復興対策交付金を活用し造り上げた滞在プログラムの内容を検証する中で、台湾、中国（上海）、オーストラリアの比較的富裕層に対する本市観光関係者の理解を深め、継続的な受入体制の構築を図る。	同左	同左	観光交流課
			会津置賜広域圏外国人観光客誘客促進事業	会津若松市、喜多方市、米沢市が連携し、台湾及びタイをターゲットにした旅行商品の利用を促進し、外国人観光客の誘客を図る。	同左	同左	観光交流課

大綱1　地域の特性を生かした力強い産業づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（3） 広域観光と外国人観光客の誘客推進	1 ・近隣市町村や広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」を通した仙台市等との有機的な連携を強化するとともに、花でつながる観光交流宣言を締結した新潟市との相互協力・交流をさらに深め、国内外からの誘客を視野に入れた広域的な観光ルートづくりや誘客宣伝活動を進めます。	1-5-(3)-1	喜多方泊訪日旅行誘客促進事業	本市への滞在を含めた訪日旅行商品の造成促進を図るため、国内移動用の貸切バスの利用に対する支援を図り、インバウンド観光による地域経済の活性化を図る。	同左	同左	観光交流課
			極上の会津プロジェクト協議会負担金	会津管内17市町村と観光協会、宿泊施設組合、交通事業で構成する団体が行う、観光客の誘客拡大や受入態勢の整備促進事業に対する負担金を支出する。	同左	同左	観光交流課
			会津・置賜広域観光推進協議会負担金	会津、置賜両地域における広域観光を推進する協議会の経費等を支援する。	同左	同左	観光交流課
	2 ・東京オリンピック・パラリンピックを絶好の誘客の機会と捉え、観光案内板等の言語表記やWi-Fiスポットの整備促進など外国人観光客の受入環境の整備を図るとともに、関係機関・団体と連携し、海外プロモーションや宣伝活動を行います。	1-5-(3)-2	外国人誘客促進環境整備事業	増加する訪日外国人観光客の誘客を促進するため、外国人観光客が観光情報を入手するために市内民間事業者への無線LAN設置補助を行うとともに、市内の商店街等における免税販売を促進するため、外国人旅行者向け消費税免税店「輸出物品販売場」において、消費税免税販売に係る手続きを省力化する機器導入等に必要な経費の補助及び外国人受入に伴う環境整備に必要な施設内表記等改善に伴う補助を行う。	同左	同左	観光交流課
			喜多方市ホストタウン交流事業	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、参加国・地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図り、地域の活性化、観光振興等に資するため、アメリカ合衆国を相手国とした「復興ありがとうホストタウン」交流事業に取り組む。	同左	同左	生涯学習課
（4） グリーン・ツーリズムの推進	1 ・学校訪問による安全・安心のPRなどの風評被害払拭に向けた取組を行うとともに、新たな体験メニューの開発や受入農家の増加・資質向上を図るなどグリーン・ツーリズムの受入体制の充実に努めます。	1-5-(4)-1	グリーン・ツーリズム推進事業	風評被害を払拭し、グリーン・ツーリズムをはじめとする本市交流人口の増加を図るため、小中学校や旅行会社等への訪問、モニターツアーの実施、リピーターを増やすためのファンクラブの募集など、グリーン・ツーリズム事業を積極的に展開する。	同左	同左	観光交流課
			グリーン・ツーリズム復興PR事業	風評被害の影響による教育旅行のグリーン・ツーリズム体験予約客の減少を最小限に食い止め、喜多方の安全安心を発信するとともに、来訪者の復活を目指す。	同左	同左	観光交流課
			喜多方市都市農山村交流施設管理事業	喜多方市都市農山村交流施設管理業務を行う。	同左	同左	観光交流課
			東北ツーリズム大学	東北ツーリズム大学への参加により資質向上を図る。	同左	同左	観光交流課
	2 ・首都圏でのイベントをはじめ、インターネットや情報誌等を通じ積極的なPRを行い、家族や小グループ等での参加者やリピーターの増加に努めます。	1-5-(4)-2	グリーン・ツーリズム推進事業 【再掲　1-5-(4)-1】				観光交流課
			グリーン・ツーリズム企業連携推進事業	企業が社員研修等で本市にてグリーン・ツーリズムを行うことができるよう、企業訪問誘致活動を行う団体を支援し、本市グリーン・ツーリズムの推進を図る。	同左	－	観光交流課
（5） 物産の振興	1 ・国内外で知名度や評価の高いラーメンや日本酒とともに、醸造品や工芸品についても本市ならではのこだわりの逸品の開発支援や国内外での販路拡大を推進します。	1-5-(5)-1	喜多方ブランド国内外販路開拓支援事業	風評被害の払拭と新しい販路開拓のため、優れた素材や技術等を活かした喜多方産品について、国内外で開催される見本市や商談会等への出展を通じて販路開拓、拡大に取り組む事業者、団体を支援する。	同左	同左	観光交流課
			喜多方産米及びそばの郷喜多方プロモーション事業	喜多方産米など本市の特産品の消費拡大及び「そばの郷喜多方」としてのブランド認知拡大を図るため、友好都市である東京都東大和市や、大手私鉄グループ、広告代理店といった民間事業者と連携し、首都圏などにおいてプロモーション活動を実施する。	未定	未定	山都総合支所産業建設課
			関係機関との連携による物産の振興	会津ブランドものづくりフェア、ジェトロ福島貿易情報センター、県貿易促進協議会に負担金を支出する。	同左	同左	観光交流課
			地域伝統産業団体への支援	本市の伝統工芸品である漆器の生産団体や竹細工の生産団体を支援し、地場産業の振興を図る。	同左	同左	観光交流課
			物産のPR、物産展出展、販売促進活動の支援	ふるさと名物応援宣言PRや友好都市等首都圏における観光物産展への出展を行う。	同左	同左	観光交流課

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

1　学校教育

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 自己啓発力の育成	1 ・子どもが創造性を発揮して個性豊かな自分の生き方ができるよう、教養を修め、主体的でたくましい実践力を育成します。	2-1-(1)-1	生き方を探求する教育の展開	道徳の時間や生徒指導講話等で先人と共に自分を学ぶ。また、これからの自分の生き方を「考え、議論する」道徳教育を推進するための教員研修を実践する。更に、読書意欲を高める指導を工夫するとともに、魅力ある図書環境づくりを工夫する。	同左	同左	学校教育課
	2 ・子どもが夢や目標を持ちその達成に向かっていけるよう、自尊心や自己肯定感を育みます。	2-1-(1)-2	学びの力パワーアップ事業（児童生徒の育成）	全教育活動を通した教師の見取りと心地よい働きかけや、肯定的な自己理解と他者理解を育む教育活動を推進し、自他のよさに自覚や自己肯定感を高める個を尊重した指導を行う。	同左	同左	学校教育課
			がんばる喜多方っ子チャレンジ応援事業	児童生徒が学力テスト等を通して自分自身の力を確かめ、学力・体力向上への意欲を高めるため、学力テスト、スポーツテスト、英語技能検定を実施する。	同左	同左	学校教育課
			喜多方っ子の「夢」実現事業	各界の第一線で活躍する「本物」に触れる機会を与え、将来の夢や希望を実現するための力を育成する。	－	－	学校教育課
	3 ・「喜多方市人づくりの指針」を活用し、子どもの社会性や望ましい価値観の形成を図ります。	2-1-(1)-3	学びの力パワーアップ事業（児童生徒の育成） 【再掲　2-1-(1)-2】				学校教育課
	4 ・小学校農業科を通し、「豊かな心の育成」「社会性の育成」「主体性の育成」など、子どもの心の育成を図ります。	2-1-(1)-4	小学校農業科推進事業	市内全ての小学校において、総合的な学習の時間の授業として実施し、命を育てる体験から豊かな心や社会性、主体性の育成を図る。また、地域における「農業科支援員」も本事業に協力いただき、地域と学校が連携した取組を行う。	同左	同左	学校教育課
	5 ・「本物」（人、自然、文化、芸術、スポーツ、科学等）に触れることで憧れや感動を味わう機会をつくり、子どもの夢や希望を育みます。	2-1-(1)-5	喜多方っ子の「夢」実現事業 【再掲　2-1-(1)-2】				学校教育課
（2） 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成	1 ・幼児教育との連携を図り、子どもの発達段階や個性を大切にした教育を行うことで、自ら知識や技能を獲得し、思考力・判断力・表現力を働かせ、主体的に課題解決できる子どもを育みます。	2-1-(2)-1	喜多方市学校司書配置事業	各小中学校図書館に学校司書を配置し、子どもの豊かな心や読み解く力を高めるとともに、図書館を利用した授業を充実させる。	同左	同左	学校教育課
			ALT配置事業	各小中学校に外国語指導講師を配置し、児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を図る。	同左	同左	学校教育課
			学びの力パワーアップ事業（児童生徒の育成） 【再掲　2-1-(1)-2】				学校教育課
	2 ・学校・家庭・地域・関係機関等が連携し、それぞれの役割を果たしながら健康教育や食育等を充実させ、健やかな心身を育みます。	2-1-(2)-2	食育教育の実施	各学校ごとに「食育全体計画」及び「食育年間指導計画」を策定し、食に関する指導の目標を掲げ、学級活動や児童生徒会活動、家庭・地域との連携など具体的な取組を行う。	同左	同左	学校教育課
			思春期保健講座等の実施	性教育教材の貸出しと中学1年生を対象とした医師による二次性徴、妊娠出産、肥満や痩せについての講話を実施する。また、「喜多方市内小・中・高等学校におけるたばこと飲酒のアンケート」を実施する。	性教育教材の貸出しと中学1年生を対象とした医師による二次性徴、妊娠出産、肥満や痩せについての講話を実施する。	同左	保健課
（3） 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成	1 ・ICTを学習の有効なツールとして活用することで、より深い理解や定着を目指すとともに、情報を活用する力を育てます。	2-1-(3)-1	ICT活用力、情報活用能力育成	「オフ・スクリーン喜多方っ子運動」を推進し、家庭での会話や地域の行事への参加を促進する。	同左	同左	学校教育課

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（3） 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成	2 ・一人一人の社会的・職業的な「自立」に向け、必要となる資質や能力・態度の育成を図り、望ましい勤労観・職業観を育みます。	2-1-(3)-2	喜多方っ子の「夢」実現事業 【再掲　2-1-(1)-2】				学校教育課
	3 ・体験活動やボランティア活動の推進と充実を図り、自らの思考や知識を働かせ実践する力を育みます。	2-1-(3)-3	体験活動、ボランティア活動を重視した教育の展開	教育振興基本計画に基づき、各小中学校において実践する。	同左	同左	学校教育課
	4 ・発明、発見、ものづくりなど様々な体験活動を通して育まれた子どもの知識や気づき、興味等を活かし、創造性を培います。	2-1-(3)-4	創造力が発揮できる教育の展開	教育振興基本計画に基づき、各小中学校において実践する。	同左	同左	学校教育課
（4） 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成	1 ・子どもが社会の一員として、必要な知識・スキル・価値観を身に付ける教育を行います。	2-1-(4)-1	特別の教科道徳指導力育成事業	社会参画のために必要な知識・スキル・価値を身に付けるための市民性(シチズンシップ)教育を実践する。	同左	同左	学校教育課
	2 ・子どもが郷土に自信と誇りを持ち、それを人前で自信をもって表現できる子どもの育成を図ります。	2-1-(4)-2	地域参加型学校づくり推進事業	学校教育に対する地域支援の充実と地域資源の活用を図り、郷土理解を深め誇りを持たせる。	同左	同左	学校教育課
			喜多方市学校運営協議会モデル事業	学校運営協議会制度の導入について検討するため、市内小学校の中からモデル校を指定し、試行的な取組みを実施する。	－	－	学校教育課
	3 ・障がいのある、なしにかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会を得られるよう、インクルーシブ教育の充実を図ります。	2-1-(4)-3	学校生活支援員配置事業	学校生活にうまく適応できない児童生徒や特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、学校生活支援員を配置し、教師の補助として個々の障害の状況に応じ、きめ細やかな支援を行う。	同左	同左	学校教育課
			学校課題対応事業（専門スタッフとの連携）	専門的な資格や力量を有する専門スタッフと連携できる校内指導体制を構築するため、学校アドバイザーや特別支援教育アドバイザー、思春期心身健康アドバイザー、学習指導補助員を配置する。	同左	同左	学校教育課
	4 ・一人一人の人間関係をつくる力を育むとともに、それぞれが自己実現を目指した学級集団の人間関係づくりに取り組みます。	2-1-(4)-4	学びのカパワーアップ事業（児童生徒の育成） 【再掲　2-1-(1)-2】				学校教育課
（5） 教員の資質・能力の向上	1 ・児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力等を高めるための研修会等を充実させます。	2-1-(5)-1	学びのカパワーアップ事業（教師の指導力向上）	小学校外国語活動・外国語の指導力を向上させるための研修会を充実するとともに、各小・中学校で開催する研修会や授業研究会に自主的に参加することで、教師の指導力をさらに向上させる。	同左	同左	学校教育課
	2 ・教員の能力開発や資質の向上及び組織の活性化に向けた人事評価を充実させます。	2-1-(5)-2	学びのカパワーアップ事業（教師の指導力向上） 【再掲　2-1-(5)-1】				学校教育課
（6） 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備	1 ・児童生徒一人一人の「なかよくたくましく生きる力」を育成するため、小・中学校の適正規模、適正配置を推進します。	2-1-(6)-1	喜多方市立小中学校適正配置事業	安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備のため、本市における「適正配置基本計画」を作成し、適正規模・適正配置に関する基礎知識に関して、保護者・地域住民等に説明し理解を図る。	平成29年度に行った説明会等での意見や意向を反映し、どのような教育環境が望ましいのか協議・審議を重ね、具体的な適正配置の原案を作成する。	適正配置の原案に関する説明会を行い、審議会等における審議を経た後、公表、実施に向けた準備等を進める。	学校教育課

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（6） 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備	2 ・悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制づくりや、不登校の子どもが人と触れ合ったり学習したりできる教育環境づくり並びに安全・安心な給食運営体制等の整備を進めます。	2-1-(6)-2	学校課題対応事業（相談支援の充実）	相談支援の充実のためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置する。	同左	同左	学校教育課
			学校給食事業	安全・安心な給食運営体制等の整備とともに、食育と地元農産物の活用を推進する。	同左	同左	学校教育課
			小中学校学校給食費負担軽減事業	子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、小・中学校における学校給食費に要する経費に対し補助金を交付するとともに、市民等の意見を集約し、令和2年度以降の事業のあり方を検討する。	－	－	学校教育課
	3 ・多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に課題解決を図るとともに、教職員が職務に専念できる環境をつくり、子どもと向き合う時間を創出します。	2-1-(6)-3	学校課題対応事業（専門スタッフとの連携） 【再掲　2-1-(4)-3】				学校教育課
			学校生活支援員配置事業 【再掲　2-1-(4)-3】				学校教育課
	4 ・老朽化した学校施設の計画的な改修・改築など、安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、ICTを活用した教育設備の充実など、これからの社会を生き抜いていく力を育成するための教育環境の整備に取り組みます。	2-1-(6)-4	小中学校屋根改修事業	熱塩小学校校舎屋上防水等改修工事を行う。	－	第一小学校体育館屋根改修工事（鋼板カバー工法）を行う。	教育総務課
			小中学校プール改修事業	第三小学校プール改修工事を行う。	－	豊川小学校プール改修工事を行う。	教育総務課
			小中学校暖房設備改修事業	塩川中学校暖房設備改修工事（FF暖房化）を行う。	－	第三小学校暖房設備改修設計業務（委託）を行う。	教育総務課
			小中学校営繕事業	小・中学校の老朽化施設について計画的な営繕工事を行う。	同左	同左	教育総務課
			塩川中学校校庭拡張整備事業	テニスコート新設工事（2面）を行う。	駐車場の舗装（2,800㎡）を行う。	－	教育総務課
			ポリ塩化ビフィニル（PCB）廃棄物処理事業	各学校施設の微量PCB撤去新設・運搬・処分を行う。また、低濃度PCB廃棄物運搬処分を行う。	高濃度PCB廃棄物運搬処分を行う。	－	教育総務課
			小中学校冷房設備整備事業	小中学校における夏期の暑さ対策のため、冷房設備を整備し、教育環境の改善を図る。（リース方式）	同左	同左	教育総務課
			小中学校防犯カメラ設置事業	効果的、効率的な整備方法を検討し、整備計画を作成する。	小・中学校への防犯カメラ設置に取り組む。	同左	教育総務課
	5 ・遠距離通学の安全・安心を確保するため、スクールバスの運行や公共交通機関の利用に対する支援を行います。	2-1-(6)-5	スクールバス運行事業	スクールバスの運行業務、運転業務を委託により実施する。	同左	同左	教育総務課
			遠距離通学費扶助事業	遠距離から通学する児童生徒の安全を確保するため、デマンドバスを利用して通学する際の経費を支援する。	同左	同左	学校教育課
（7） 均等な教育機会の確保と意欲をもって学べるための支援	1 ・すべての子どもに均等な教育機会を確保するため、経済的理由により就学や進学が困難と認められる子どもの保護者に対し、就学援助や奨学資金制度の活用により経済的負担の軽減を図ります。	2-1-(7)-1	奨学資金の貸与	経済的理由により修学が困難と認められる生徒に対し、篤志奨学資金貸付基金（定額運用型基金）を活用し奨学資金を貸与する。	同左	同左	教育総務課
			小中学校学校給食費負担軽減事業 【再掲　2-1-(6)-2】				学校教育課
			児童生徒保護者負担軽減事業	要保護・準要保護に認定された児童生徒、及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等を扶助する。	同左	同左	学校教育課

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（7） 均等な教育機会の確保と意欲をもって学べるための支援	2 ・子どもたちが向上心と意欲を高め音楽や体育の競技会等に参加できる環境をつくるため、競技会等への参加に要する保護者負担の軽減を図ります。	2-1-(7)-2	音楽祭参加費補助	小学校において音楽祭に参加する際の経費を補助する。	同左	同左	教育総務課
			中体連等参加補助	中学校において音楽祭や中学校体育大会等に参加する際の経費を補助する。	同左	同左	教育総務課

2　生涯学習

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 生涯学習の推進	1 ・「喜多方市人づくりの指針」が市民一人一人に浸透していくよう、啓発の強化に努めます。	2-2-(1)-1	人づくりの指針推進事業	「喜多方市人づくりの指針」が市民一人一人に浸透していくよう、啓発資材による啓発などを実施する。	同左	同左	生涯学習課
			人づくりの指針推進事業、生涯学習推進特別事業及び地域連携事業	学校・家庭・地域と連携し「人づくりの指針推進事業」の他、地域の特色を活かした「生涯学習推進特別事業」や「地域連携事業」を実施する。	同左	同左	中央公民館
	2 ・社会教育関係団体や文化活動を行う団体が活発に活動できるよう、団体の育成と活動の活性化に向けた支援を行います。	2-2-(1)-2	生涯学習講師派遣事業	自発的自主的な生涯学習活動を推進するために、団体等が実施する研修会等に講師を派遣し、謝礼を負担する。	同左	同左	中央公民館
			社会教育関係団体認定制度	生涯学習の推進を図るために、社会教育に関する団体を認定し、活動を支援する。	同左	同左	生涯学習課
			喜多方プラザ企画公演の充実及び文化ボランティア育成事業	喜多方発21世紀シアター等の内容充実を図るとともに、ボランティアの育成強化を実施する。	同左	同左	中央公民館
	3 ・自主的・自発的に生涯学習活動に取り組めるよう、社会教育施設による生涯学習の機会と場を提供し、ライフステージに合わせた学習機会を拡充します。	2-2-(1)-3	若者の若者による若者のための自分磨き事業	将来を担う多様な人材や「未来を拓く喜多方人」の育成を図るため、若者の生涯学習の機会と場を提供し、若者自身が学習・体験したい講座を立案・実施することにより、若者の自己啓発や参加者同士の交流を図る。	同左	同左	中央公民館
			勤労青少年ホームの活用	勤労青少年に対して、各種講座などを通じて、交流活動や余暇活動の充実を図る。	同左	同左	中央公民館
			岩月夢想館の活用	市民の健康増進、地域文化の交流その他生涯学習の推進のため、施設の活用を図る。	同左	同左	中央公民館
			カイギュウランドたかさとの活用	自然科学及び地域文化の振興並びに市民の健康の増進のため、施設の活用を図る。	同左	同左	中央公民館
			各公民館主催各種講座等の開催	きたかた中央大学など、各公民館ごとに特色ある講座等を開催する。	同左	同左	中央公民館
			飯豊山チャレンジ事業	飯豊山登山を通じて、市内中学生を対象に素晴らしい自然に触れながら、一緒に山頂を目指す仲間との交流を通して豊かな社会性を身に付けるとともに、信仰の山飯豊山の歴史と伝統を学ぶ取組を支援する。	同左	同左	中央公民館
			生涯学習情報提供の充実	市ホームページや生涯学習ガイドブック、公民館報等の各戸配付等により情報を提供する。	同左	同左	中央公民館
			指定管理者制度による図書館の運営管理	市立図書館（指定管理者）において、各種おはなし会やブックスタート等の読書活動を推進するとともに、レファレンスサービスや公民館図書室を窓口とした本の貸出し・返却サービスの充実を図る。	同左	同左	中央公民館

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 生涯学習の推進	4 ・社会教育施設を市民が安心して利用できるよう、施設の耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築等を計画的に進めます。	2-2-(1)-4	生涯学習施設改修事業	老朽化した生涯学習施設を改修することにより、生涯学習施設としての機能を維持し、市民が安心して利用できる環境を整える。	老朽化した生涯学習施設の改修を実施する。	同左	生涯学習課
			喜多方プラザの維持管理	喜多方プラザの維持管理を行う。	同左	同左	中央公民館
			社会教育施設の改修及び充実	熊倉公民館駐車場の整備を図る。	－	－	生涯学習課
			市立図書館の施設管理	建物適正管理のための修繕を行う。	同左	同左	生涯学習課
（2） 生涯スポーツの推進	1 ・市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供するため、市民のニーズを踏まえた各種スポーツイベント等を開催し、参加者の拡大に努めます。	2-2-(2)-1	スポーツ交流都市宣言推進事業	喜多方こども駅伝大会やスポーツ教室の開催を通じ、児童生徒の健康づくりなどにより、生涯スポーツの振興を図る。	同左	同左	中央公民館
			生涯スポーツ推進事業	全ての年代において、それぞれの興味や関心など目的に応じた運動やスポーツに親しみ、生涯スポーツを通じて、市民の健康維持増進や体力つくりを推進するため、各種スポーツ大会等を開催する。	同左	同左	中央公民館
			スポーツ活動支援事業	競技スポーツの活動充実と技術向上を図るため、上位大会へ出場する各種団体や個人の活動を支援する。	同左	同左	生涯学習課
	2 ・市民やスポーツ関係団体が充実したスポーツ活動に取り組めるよう、指導者を対象としたスポーツ講習会等を開催し、指導者の育成と確保に努めるとともに、団体の組織強化や団体間の更なる連携強化に努めます。	2-2-(2)-2	公益財団法人喜多方市体育協会支援事業	本市のスポーツ振興を担う体育協会の組織を強化し、スポーツ指導者を対象とした講習会の開催やスポーツイベント、市民大会などの円滑な事業実施を支援する。	同左	同左	生涯学習課
			スポーツ団体育成支援事業	子どものスポーツ環境の充実を図るため、スポーツ少年団の取組を支援する。	同左	同左	生涯学習課
	3 ・社会体育施設を市民が安心して利用できるよう、耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築等を計画的に進めるとともに、効率的な施設の管理と運用に努めます。	2-2-(2)-3	社会体育施設改修事業	老朽化した社会体育施設を改修することにより、社会体育施設としての機能を維持し、市民が安心して利用できる環境を整える。	同左	同左	生涯学習課
			社会体育施設管理運営事業 （指定管理）	押切川公園スポーツ施設（市民プール、野球場、体育館、スポーツ広場）、ひばりが丘球場、山都テニスバレーコートの効率的な管理運営を実施する。	同左	同左	生涯学習課
			社会体育施設管理運営事業 （直営）	指定管理による押切川公園スポーツ施設等以外の社会体育施設（野球場、武道館、体育館、スポーツ広場、漕艇場）の効率的な管理運営を実施する。	同左	同左	生涯学習課
			押切川公園体育館備品購入	押切川公園体育館の備品（卓球台10台）を計画的に購入する。	同左	同左	生涯学習課
	4 ・地域に根差した生涯スポーツを推進するため、小中学校体育施設の開放数の増加に努めるほか、県内唯一の漕艇場を活用したボート大会や講習会等を開催し「ボートのまちづくり」に一層取り組みます。	2-2-(2)-4	公立学校施設開放事業	学校の体育施設や夜間照明施設を、学校教育に支障のない範囲で積極的に活用し、地域住民のスポーツ活動場所の拡充を図る。	同左	同左	生涯学習課
			漕艇場を活用したボートのまちづくり	喜多方シティレガッタ（ボート競技大会）の開催やボートインストラクターの派遣事業を実施するなど、競技者や愛好者の拡大を図る。	同左	同左	生涯学習課

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（3） 青少年の健全育成	1 ・青少年健全育成団体が活発に活動できるよう、子育て世代の団体活動への参加促進や保護者同士のネットワークづくりなど、家庭と地域が連携した青少年の健全育成に取り組みます。	2-2-(3)-1	喜多方市青少年育成市民会議に対する補助	次世代を担う青少年の育成を図るため、学校、家庭、地域が連携した健全育成と非行防止の取組を支援する。	同左	同左	生涯学習課
			喜多方市子ども会育成会連絡協議会に対する補助	青少年の家庭と地域が連携した健全育成の取組を支援する。	同左	同左	生涯学習課
			少年センターの運営	青少年の健全育成を図るため、関係機関団体の連携のもと、青少年の指導に取り組む。	同左	同左	生涯学習課
			放課後子ども教室事業	放課後に小学校の余裕教室等を活用し、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	同左	同左	生涯学習課
	2 ・青少年ボランティアを育成するため、各種団体等との連携を図り、活動の支援に取り組みます。	2-2-(3)-2	青少年ボランティアの推進	青少年ボランティアに対する意識の高揚を図るため、市社会福祉協議会や体育協会など関係機関団体等と連携し、ボランティア活動の推進を支援する。	同左	同左	生涯学習課

3　歴史・文化

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 文化芸術の振興・文化芸術活動への支援	1 ・だれもが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりと、優れた芸術作品に触れる機会の拡充に努めます。	2-3-(1)-1	指定管理者制度による美術館の運営管理	市美術館（指定管理者）において企画展やワークショップ、出前美術館、各種講座などを行い、市民が気軽に文化芸術に触れる機会の充実を図る。	同左	同左	文化課
			ふるさとの風景展実行委員会への補助	「公募：ふるさとの風景展in喜多方」の開催経費の一部を補助する。	同左	同左	文化課
			文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業（喜多方市文化芸術創造都市推進事業）	文化芸術のまちづくりを推進するため、文化祭の開催支援や将棋普及事業を実施するとともに、これまでの文化財や文化芸術に関する取組を踏まえ、文化財の保存・活用と文化芸術振興の方向性を定める文化財保存活用地域計画及び地方文化芸術推進基本計画の策定に着手する。（これまでの文化芸術や文化財に関する取組を踏まえ、文化芸術のまちづくりを推進するための暫定的な方向性を定める。）	文化芸術を推進するための事業を行う。	同左	文化課
			文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業（喜多方将棋普及事業）	伝統文化としての将棋への興味・関心を高めるため、特選女流棋士による「しだれ桜女王杯」や「きたかた喜楽里杯将棋大会」、公民館等と連携した「初心者将棋教室」などを開催する。	同左	同左	文化課
	2 ・文化芸術団体の活性化を図るため、文化協会などの運営を支援するとともに、市民への団体活動の情報提供に努めます。	2-3-(1)-2	文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業（喜多方市総合文化祭補助）	喜多方市総合文化祭において文化団体の発表機会の充実を図るため、市文化協会各支部に活動経費を補助する。（定額）	同左	同左	文化課
			文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業（喜多方市文化協会補助）	文化団体の活性化を図るため、市文化協会各支部に活動経費を補助する。（定額）	同左	同左	文化課
（2） 歴史・文化等の発掘、保護・保存、継承	1 ・本市の歴史・文化を正しく理解し文化財を後世に伝えるため、貴重な文化財を新たに市の文化財に指定するなど、保護・保存・整備に努めます。	2-3-(2)-1	指定文化財の保護・保存（委託）	国・県・市指定文化財を適切に保存・管理するため、草刈等を業務委託する。	同左	同左	文化課
			市指定文化財保存事業・無形文化財保存団体補助金（指定文化財の保護・保存（補助金）） 【再掲　1-5-(1)-4】				文化課
			文化財パトロール	文化財の状況を定期的に確認するため、一人当たり年3回のパトロールを3人に委託し実施する。	同左	同左	文化課

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 歴史・文化等の発掘、保護・保存、継承	1 ・本市の歴史・文化を正しく理解し文化財を後世に伝えるため、貴重な文化財を新たに市の文化財に指定するなど、保護・保存・整備に努めます。	2-3-(2)-1	ほ場整備事業等の開発行為に伴う発掘調査	駒形第三地区(下高遺跡ほか)の発掘調査並びに前年度発掘調査の資料整理及び報告書作成を実施する。	同左	同左	文化課
			市内遺跡の発掘調査	古屋敷遺跡内容確認調査及び黒瀬館跡発掘調査（民間企業開発に伴う発掘調査受託）を行う。	会津新宮城跡内容確認調査を実施する。	同左	文化課
	2 ・無形民俗文化財を次世代に継承するため、専門家による保存団体への指導助言や活動経費の助成などにより、後継者の育成と活動の支援に努めます。	2-3-(2)-2	会津の御田植祭記録作成事業 （「会津の御田植祭」記録作成事業）	国の重要無形民俗文化財に指定された「会津の御田植祭」について、映像記録を作成する。	補足撮影、編集、DVD作成を行う。	－	文化課
			市指定文化財保存事業・無形文化財保存団体補助金（無形民俗文化財（伝統芸能）の継承、保存に対する支援） 【再掲　1-5-(1)-4】				文化課
	3 ・市街地の開発や生活環境の変化により失われていく町並みを保存するため、地域住民や関係機関と連携し、蔵や伝統的な建造物の保護・保存に取り組みます。	2-3-(2)-3	重要伝統的建造物群保存地区保存推進事業 （伝統的建造物群保存地区選定及び保存事業）	重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた小田付地区の保存活用を推進するため、建造物の修理等に係る経費の一部を補助するとともに、防災計画の策定や建築基準法による規制緩和に向けた基礎調査を実施する。	小田付地区の重要伝統的建造物群保存地区の保存・整備・活用のための支援等を行う。 また、防災計画策定に向けた詳細な調査を実施する。	小田付地区の重要伝統的建造物群保存地区の保存・整備・活用のための支援等を行う。 また、防災計画を策定する。	文化課 都市整備課
			蔵等国登録有形文化財保存支援事業 【再掲　1-5-(1)-4】				文化課
	4 ・豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、魅力や情報の発信に取り組みます。	2-3-(2)-4	飯豊山自然文化活用推進事業	飯豊山の自然、歴史、文化などの魅力を広く発信するとともに、自然環境の保全を図る取組を支援する。	同左	同左	生涯学習課
			キマダラフリツバメ・ギフチョウの保護・指定事業 （希少動植物の保護・保存）	市の天然記念物指定に向けて、ギフチョウ、キマダラルリツバメなどの希少生物の基礎調査を継続する。	同左	同左	文化課
			市指定文化財保存事業・無形文化財保存団体補助金 （指定文化財の活用機会の充実）	扇ヶ峰トレッキングの開催を支援する。	同左	同左	文化課
（3） 歴史・文化の活用	1 ・地域の歴史を学び後世に伝えるため、遺跡の発掘調査成果の公開や講演会、市町村史収集資料などを利用した市史セミナーを開催し、文化財の活用に努めます。	2-3-(3)-1	市史セミナー	専門家による講義を2回開催する。	同左	同左	中央公民館
			旧市町村史編さん資料の整理及び活用	旧市町村史の編さんにおいて収集された資料や行政文書の整理を行う。	同左	同左	文化課
			指定文化財の説明板や案内板の整備	指定文化財案内板の設置及び修繕を行う。	適正管理のための修繕を行う。	同左	文化課
			文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業 （文化財保存活用地域計画の策定）	文化財の指定や文化財講演会など、文化財の保存・活用事業や文化芸術創造都市推進事業の取組を踏まえ、これらを相互に関連付けながら文化芸術のまちづくりを推進するため、文化財保存・活用と文化芸術振興の指針となる、文化財保存活用地域計画及び地方文化芸術推進基本計画の策定に着手する。	文化財保存活用地域計画及び地方文化芸術推進基本計画の策定を行う。	同左	文化課
			会津盆地北西部地域文化財調査成果周知事業 【再掲1-5-(1)-4】				文化課

大綱2　地域を支え未来を拓く人づくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（4） 文化施設の整備	1 ・市民が市美術館を快適に利用し芸術作品等を適切に保管・展示できるよう、施設の整備に努めます。	2-3-(4)-1	美術館の施設管理	適正管理のための修繕を行う。	同左	同左	文化課
	2 ・郷土民俗資料館の展示資料等を適切に活用できるよう、老朽化した施設の整備に努めます。	2-3-(4)-2	民俗資料館等の維持・管理	適正管理のための修繕を行う。	同左	同左	文化課

4　男女共同参画

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 男女共同参画社会の推進	1 ・互いを尊重しあう男女平等の意識づくりのため、家庭、学校、企業、地域などであらゆる機会を捉え、男女共同参画意識の浸透を図るための学習や啓発事業の実施に努めます。	2-4-(1)-1	男女共同参画推進事例紹介	男女共同参画にかかわる活動をしている個人、事業所及び団体を推進事例として市広報、ホームページ等を通じて広く紹介し市民の意識啓発を行う。	同左	同左	企画調整課
			男女共同参画関連講座	市民の男女共同参画に対する関心の向上及び意識啓発を図るため、男女共同参画に関連したテーマの講座を開催する。	同左	同左	企画調整課
	2 ・様々な分野への男女共同参画を促進する環境づくりのため、市の審議会等へ女性の積極的な登用を図るとともに、事業所や地域活動における男女共同参画の推進に努めます。	2-4-(1)-2	市審議会等への女性登用の促進	市審議会等への女性登用の促進を図る。	同左	同左	企画調整課
	3 ・仕事と生活の調和を図る環境づくりのため、男女が仕事と家庭を両立しやすい社会環境を整備するための支援に努めます。	2-4-(1)-3	男女共同参画社会づくり功労者表彰	男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心を高め、男女共同参画社会の形成促進を図るため、男女共同参画社会づくりに貢献した個人、事業所及び団体を募集、表彰する。	同左	同左	企画調整課
	4 ・市民が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、生涯にわたり安心してくらせる環境づくりに努めます。	2-4-(1)-4	男女共同参画事業補助金の交付	男女共同参画推進にかかわる啓発活動や学習活動を行う団体に対して、補助金を交付し活動を支援する。	同左	同左	企画調整課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

1　子ども・子育て

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 保育等の充実	1 ・延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育などの実施と充実に努めます。	3-1-(1)-1	特別保育事業	保育施設等で、延長保育、預かり保育、病後児保育などを実施することにより、仕事と子育ての両立を支援する。	同左	同左	こども課
	2 ・保育施設等の効率的な配置について検討するとともに、安全で安心な施設の整備や維持管理に努めます。	3-1-(1)-2	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画策定及び進捗管理について意見を聞き、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。	同左	同左	こども課
			ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第1期工事）	跡地整備計画基本構想に基づき事業を進める。	同左	同左	企画調整課
	3 ・就学前教育、保育の充実を図る観点から、保育士などの人材の確保に努めます。	3-1-(1)-3	私立保育施設保育士等処遇改善事業	保育士の人材確保対策を推進し、保育士等の処遇改善に取り組む認可保育所等に対し補助金を交付する。	未定	未定	こども課
	4 ・放課後児童対策として放課後児童健全育成事業を実施します。	3-1-(1)-4	放課後児童健全育成事業	放課後留守家庭児童の健全育成と保護者の子育て支援を図る。	同左	同左	こども課
			地域組織活動の育成及び活動支援事業	児童の健全育成を推進する地域の保護者が相互に連携を図る場としての地域組織活動の育成と活動支援を行う。	同左	同左	こども課
	5 ・保育所や認定こども園等については、地域における子育て支援の拠点として運営の充実に努めます。	3-1-(1)-5	認定こども園の管理運営	地域における子育てを充実させるため認定こども園を運営する。	同左	同左	こども課
			保育所運営委託事業	地域における子育てを充実させるため保育所の運営を委託する。	同左	同左	こども課
			小規模施設等運営委託事業	地域における子育てを充実させるため小規模施設等の運営を委託する。	同左	同左	こども課
（2） 地域における子育て力の向上	1 ・子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児相談体制と保護者同士の交流の場などの充実を図るとともに、地域における子育て力向上のための取組を推進します。	3-1-(2)-1	子ども総合相談事業	安心して子育てできる環境づくりを推進するため、妊娠時期から出産・子育て期間における様々な相談に対応する「子ども・子育て総合相談窓口」を設置するとともに、父親や祖父母の積極的な育児参加を促すため、育児手帳の配布を行う。	未定	未定	こども課
			こんにちは赤ちゃん訪問事業及び養育支援訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う。また、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行う。	同左	同左	こども課
			ファミリーサポート事業	講習を受けた提供会員が保護者に代わって子どもを預かる相互互助活動のサポートを行う。	同左	同左	こども課
			ホームスタート事業	育児に対する不安や悩みのある精神的にも不安定な家庭を継続的に訪問し、話を聞いたり、家事や育児を一緒に行う。	同左	同左	こども課
			児童館等による幼児クラブ事業	児童館等において、こども園等に入園する前の子どもの集団生活への適応を図ったり、保護者が孤立しないよう交流の場を提供する。	同左	同左	こども課
	2 ・子育ての不安を解消し健全な子育てを推進するため、育児に必要な情報の提供及び相談を行う地域子育て支援拠点事業の活用促進を図ります。	3-1-(2)-2	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供する。	同左	同左	こども課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 地域における子育て力の向上	3 ・地域における子育て環境の整備のため、児童遊園地の適切な維持管理と、行政区が新たに児童遊具を設置する際の支援を行います。	3-1-(2)-3	児童遊園地維持管理事業	地域における子育て環境の整備のため、児童遊園地の維持管理を行う。また、行政区が新たに児童遊具を設置する際の支援を行う。	同左	同左	こども課
	4 ・いじめや虐待などの早期発見とその対策に取り組み、子どもの人権を守ります。	3-1-(2)-4	家庭児童相談員設置事業	家庭児童相談員を配置することにより、家庭における児童養育や、いじめ・不登校等の問題の助言、解決にあたる。	同左	同左	こども課
			要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童の適切な保護又は要支援児童への適切な支援を図る。	同左	同左	こども課
（3） 子育て世代への経済的支援	1 ・安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	3-1-(3)-1	児童手当支給事業	保護者の経済的負担を軽減するため児童手当を支給する。	同左	同左	こども課
			子ども医療費助成事業	子どもの医療費について助成する。	同左	同左	こども課
			出産・育児のための離職者への支援事業	出産及び育児のために離職せざるを得なくなった低所得世帯に対し、一時金を支給する。	未定	未定	こども課
			多子世帯保育料軽減事業	現在県で実施している多子世帯保育料軽減事業の対象世帯に対し、本市独自に上乗せ補助を行う。	未定	未定	こども課
			ファミリーサポートセンター利用者助成事業	ファミリーサポートセンターの依頼会員（子どもを預けたい人）が支払う利用料金の一部を支援する。	未定	未定	こども課
			子育て支援体制庁内検討会事業	妊娠・出産・子育て支援等に関し、関係各課が効果的に業務及び情報連携を図るための体制等を検討する。	未定	未定	こども課
			特定不妊治療費助成事業	子どもを産み育てやすい環境のより一層の充実を図るため、不妊治療を行う夫婦に対し、特定不妊治療費の一部を支援して経済的負担を軽減する。	同左	同左	保健課
			妊産婦健康診査の実施	受診勧奨及び必要な健診回数の確保、健診費用の助成を行い、異常の早期発見や、それに伴う保健指導により、妊産婦の健康の保持増進に努める。	同左	同左	保健課
			産後ケア事業	出産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。	同左	同左	保健課
			私立幼稚園等冷房設備設置支援事業	園児及び職員の熱中症等による健康被害を防止するとともに快適に園生活ができる環境を確保するため、私立幼稚園における冷房設備設置の経費の一部を補助する。	－	－	学校教育課
			小中学校学校給食費負担軽減事業 【再掲　2-1-(7)-1】				学校教育課
（4） 安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援	1 ・前期妊婦健診の貧血有所見者への貧血予防の情報提供に加え、全妊婦に対し妊娠届出時の貧血予防の保健指導を強化するとともに、妊娠・出産、子どもの発育・発達を支援するための情報提供の充実を図ります。	3-1-(4)-1	親子みんべぇ健康アプリ（電子親子手帳・予防接種スケジュールサービス）事業	乳幼児期の複雑な予防接種スケジュール管理やこどもの成長記録管理機能を提供するとともに、市から母子健康事業や予防接種等に関する情報提供を実施することで、安心して楽しく子育てができる環境づくりを図る。	同左	同左	保健課
			母子健康手帳の交付	妊娠届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、母子の健康管理、健康づくりを支援する。	同左	同左	保健課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（4） 安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援	1 ・前期妊婦健診の貧血有所見者への貧血予防の情報提供に加え、全妊婦に対し妊娠届出時の貧血予防の保健指導を強化するとともに、妊娠・出産、子どもの発育・発達を支援するための情報提供の充実を図ります。	3-1-(4)-1	妊産婦健康診査の実施 【再掲　3-1-(3)-1】				保健課
			妊婦の貧血予防の取組	妊娠届出をした全妊婦及び前期妊婦健診の貧血有所見者に対し、貧血予防の保健指導を強化する。	同左	同左	保健課
	2 ・発育・発達に対する課題や不安について、発達観察相談会等において個々の状況に合わせた継続的な支援を図ります。	3-1-(4)-2	乳幼児健康診査等の実施	月齢に応じた健康診査を実施するとともに、保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進に努める。	同左	同左	保健課
			乳幼児発達観察相談事業	乳幼児健康診査等の結果、発育や発達に経過観察を要する乳幼児に対して、集団遊びを取り入れた相談や専門スタッフによる個別相談を実施することにより、障がい児の早期発見に努め、健全な発達を促す。	同左	同左	保健課
	3 ・栄養・食事の問題に関し支援が必要な保育者に対して、健診時に個別指導をするとともに、離乳食教室参加を積極的に勧奨し調理等の育児スキルの提供など継続的な支援・指導を行います。	3-1-(4)-3	親子の望ましい食習慣形成	親となることを契機に、自分の食習慣を見直し、親として子どもを育む望ましい食習慣形成の意識付けを図るため、乳幼児健診時の栄養指導及び離乳食教室を実施する。	同左	同左	保健課
	4 ・妊娠期・乳幼児期からの継続的な歯と口腔の健康づくりを推進します。	3-1-(4)-4	フッ化物洗口事業	本市の子どものむし歯有病者率に鑑み、より一層のむし歯予防対策の一環として、むし歯予防に高い効果が出ている「フッ化物」による集団での洗口事業を4歳～小学生までの幼児児童を対象に実施する。	同左	同左	保健課
			妊娠期からはじめる歯と口腔の健康づくり事業	子どもの、むし歯予防には、妊娠期や乳幼児期といった早い段階からの対応と対策が必要なことから、妊婦歯科健康診査と2歳児歯科健康診査を実施する。	同左	同左	保健課
			乳幼児健康診査等の実施 【再掲　3-1-(4)-2】				保健課
	5 ・子どもの肥満解消や健康づくりのため、関係機関とともに、乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を統一的に把握し、情報と課題を共有しながら、連携した栄養・食育対策を推進します。	3-1-(4)-5	食育推進連携事業	食育推進として、学校、こども園等との情報の共有化を図り、栄養士、食生活改善推進員との協働による食育事業の推進を図る。	同左	同左	保健課
			肥満防止等の対策	乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を把握するため関係機関との連携を図る。	同左	同左	保健課
（5） 出会いの創出	1 ・世話やき人制度の活用や婚活イベント等を開催するなど、男女の出会いのきっかけづくりに努めます。	3-1-(5)-1	少子化対策結婚支援事業	人口減少・少子化に歯止めをかけるため、市全体としての課題を認識・共有するとともに、婚活イベントなど男女の出会いの場の創出や、結婚希望者に対する支援を行う「世話やき人」制度を推進する。	未定	未定	こども課

2　保健・医療・介護・福祉

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 生活習慣病予防対策の推進	1 ・特定健診・がん検診受診率向上対策を推進します。	3-2-(1)-1	第三次健康きたかた21計画策定	令和元年度から令和5年度までの本市保健事業の指針及び方向性を示すための「第三次健康きたかた21」計画を策定し、市民に周知する。	－	－	保健課
			保健委員による健(検)診受診勧奨	保健委員により、地区住民に対し受診勧奨チラシの配布を行う。	同左	同左	保健課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 生活習慣病予防対策の推進	1 ・特定健診・がん検診受診率向上対策を推進します。	3-2-(1)-1	職域への健（検）診受診啓発	職域に対するミニ講話や機関誌への記事掲載を実施する。	同左	同左	保健課
			健康づくり推進対策強化事業（健康ポイント事業）	健康ポイント事業により、健診受診をはじめとした市民の自主的な健康づくりの取組を支援する。	同左	同左	保健課
			健康づくり推進対策強化事業（特定健診受診率向上の取組）	健診の無料化による受診し易い体制の整備、かかりつけ医からの受診勧奨や健診相当結果提出の促進により受診率向上を図る。	同左	同左	保健課
			健康づくり推進対策強化事業（がん検診受診率向上の取組）	該当年齢の初年度の無料化により受診勧奨並びに胃がんリスク検査を動機付けとした胃がん検診の受診勧奨を強化する。	同左	同左	保健課
	2 ・脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症への対策を強化します。	3-2-(1)-2	健康づくり推進対策強化事業（二次検査「尿中微量アルブミン尿検査」の導入）	腎機能低下や心疾患のリスクを早期に発見できるよう特定保健指導の対象者に対し二次検査のアルブミン尿検査を実施し個別の保健・栄養指導実施により生活習慣病重症化予防を強化する。	同左	同左	保健課
			健康づくり推進対策強化事業（医療機関との連携及び保健指導）	特定保健指導対象者へ保健指導を継続する。また、重症化予防の対象者を明確化し、必要に応じて医療機関と連携しながら保健指導を行い、重症化予防を強化する。	同左	同左	保健課
（2） 健康づくりに関する普及・啓発の推進	1 ・様々な機会を捉え市民の健康実態を周知し、健（検）診受診や生活習慣改善への動機付けにつながるよう、栄養パンフレットの活用やミニ講話などの情報提供を継続して行います。	3-2-(2)-1	健康づくり推進対策強化事業（きらり喜多方市民健康祭）	健康チェックをメインとして実施し、健康に対する意識づけと健康活動の動機づけを図る。気軽に参加できるよう「ふれあい喜多方農業まつり」と同日開催とする。	同左	同左	保健課
			健康づくり推進対策強化事業（栄養パンフレットによる啓発）	市民の健康実態を周知し、生活習慣改善や健(検)診への動機づけにつながるよう栄養パンフレットを活用し普及・啓発を図る。	同左	同左	保健課
			保健委員会への助成事業	保健委員会の活動を支援し、市民の健康づくりの普及啓発及び支援体制の整備による地域保健活動の充実を図る。	同左	同左	保健課
			食生活改善推進員会への助成事業	食生活改善推進員会の活動を支援し、市民の健康づくりの普及啓発及び支援体制の整備による地域保健活動の充実を図る。	同左	同左	保健課
			食生活改善推進員の育成	市民の健康実態を踏まえ、生活習慣病予防を中心とする健康づくりを学びながら、地域で活躍できる食生活改善推進員の養成及び育成を行い、地域保健活動の充実を図る。	同左	同左	保健課
			定期予防接種の実施	予防接種法に基づく定期予防接種の実施により伝染性の恐れがある疾病の発生、まん延の防止及び重症化を避けることで市民の健康な生活が送れるよう努める。	同左	同左	保健課
			任意インフルエンザ予防接種事業	インフルエンザ感染の蔓延予防と子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児から中学3年生までの子ども及び妊婦に対し、本市独自にインフルエンザワクチン接種にかかる経費を支援します。	同左	同左	保健課
			成人歯科健診事業	節目年齢者に対し、施設健診による歯周疾患予防と口腔の健康に関する知識の普及を図る。	同左	同左	保健課
	2 ・市民が食育、栄養・食生活に関する情報を入手し、個人で実践できる環境づくりに努めます。	3-2-(2)-2	食生活改善推進員会への助成事業 【再掲　3-2-(2)-1】				保健課
			健康づくり推進対策強化事業（きらり喜多方市民健康祭） 【再掲　3-2-(2)-1】				保健課
			健康づくり推進対策強化事業（きらり喜多方食育応援店を通した啓発事業）	「きらり喜多方食育応援店」を活用し、栄養パンフレットによる情報発信を継続して進めるとともに、さらなる健康意識の高揚に向け減塩普及啓発のための健康づくりキャンペーンを実施する。	同左	同左	保健課
			健康づくり推進対策強化事業（栄養パンフレットによる啓発） 【再掲　3-2-(2)-1】				保健課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 健康づくりに関する普及・啓発の推進	3 ・休養・こころの健康・睡眠に関する知識の普及啓発を推進します。	3-2-(2)-3	こころの健康に関する事業	専門家に相談できる「こころの健康相談」と心身に悩みをもつ方々を支援する「ゲートキーパー研修会」の開催、啓発カードの配布により、自殺防止や悩みの早期発見など適切な関わりができる体制づくりを進める。	同左	同左	保健課
（3） 地域医療体制の充実	1 ・県、医師会及び県立医科大学と連携して、喜多方市地域・家庭医療センターの診療体制の充実及び関係機関との連携による地域医療体制の充実に努めます。	3-2-(3)-1	かかりつけ医による家庭内血圧見守り（在宅医療支援）事業	通信機能を内蔵した血圧計を使って利用者が家庭で計測した血圧データを自動的に集積するサービスを活用し、かかりつけ医が利用者の家庭内血圧データを管理し、必要な指導・診療に結びつける。	－	－	保健課
			喜多方市地域・家庭医療センターの管理運営	指定管理者制度により喜多方市地域・家庭医療センターを管理・運営し、家庭医による診療、訪問診療など地域医療を推進する。	同左	同左	保健課
			献血推進事業	血液の安定した供給・確保のため、市民及び市内献血協力事業所に対し、献血への理解を深めるための普及啓発等を実施する。	同左	同左	保健課
	2 ・医師会や喜多方地方広域市町村圏組合と連携し初期救急及び二次救急体制の維持に努めるとともに、広域連携による二次医療圏での救急医療体制の充実に努めます。	3-2-(3)-2	在宅当番医、病院群輪番制	喜多方医師会や会津医療センターと連携し、在宅当番医、病院群輪番制を維持継続するため負担金を支出し支援する。	同左	同左	保健課
	3 ・県、県立医科大学等と連携し、喜多方市地域・家庭医療センターの研修機能を高め、家庭医の育成・確保を促進するとともに、医師会等と連携し、医療・看護人材の育成及び地域への定着を図ります。	3-2-(3)-3	喜多方市地域・家庭医療センター家庭医養成機能強化事業	喜多方市地域・家庭医療センターの家庭医育成拠点としての機能を高め、情報提供や経費の助成など研修医が研修に専念できる環境を整備し、家庭医の育成・確保を促進するとともに、地域への定着を図る。	－	－	保健課
			喜多方准看護高等専修学校補助金	保健師助産師看護師法に基づく指定を受けた喜多方准看護高等専修学校の強化及び充実のため補助金を交付して本市の将来を担う看護人材の育成を図る。	同左	同左	保健課
			看護職就学・就労支援事業	看護人材の育成と地元定着化のさらなる促進を図るため、喜多方准看護高等専修学校の生徒を対象に、就学時及び卒業後一定期間の市内就労時に支援金を支給する。	－	－	保健課
			ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第1期工事） 【再掲　3-1-(1)-2】				企画調整課
（4） 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営	1 ・国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する啓発、情報の提供並びに後発医薬品の利用促進や診療報酬明細書（レセプト）点検の充実強化などにより、医療費の適正化と制度の適切な運営に努めます。	3-2-(4)-1	国民健康保険の適正な運営	国民健康保険法に基づく適正な事業運営を行う。	同左	同左	保健課
			後期高齢者医療制度の適正な運営	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく適正な制度の運営を行う。	同左	同左	保健課
			国民健康保険制度に関する広報啓発及び保健衛生普及事業の実施	パンフレット等の配布により国保制度や保健事業の周知を図る。	同左	同左	保健課
			医療費適正化特別対策の推進	診療報酬明細書点検の充実強化及び医療費適正化パンフレットの作成、ジェネリック医薬品の使用促進を実施する。	同左	同左	保健課
（5） 喜多方市地域包括ケアシステムの構築	1 ・地域の実情を把握し、高齢者の課題を多職種連携により解決できるよう地域ケア体制の整備を図ります。	3-2-(5)-1	総合相談支援事業（包括的継続的ケアマネジメント事業、権利擁護事業）	介護予防マネジメントや総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等の包括的支援事業を実施する。	同左	同左	高齢福祉課
			生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援支え合い会議を設置する。	同左	同左	高齢福祉課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（5） 喜多方市地域包括ケアシステムの構築	1 ・地域の実情を把握し、高齢者の課題を多職種連携により解決できるよう地域ケア体制の整備を図ります。	3-2-(5)-1	地域福祉計画策定	社会福祉法が改正されたことに伴い、地域包括ケアシステムの範囲拡大・深化を図るため、地域福祉計画を策定する。	－	－	社会福祉課
			喜多方市ユースプレイス自立支援事業	ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者の社会的自立を図る。	同左	同左	社会福祉課
	2 ・在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の連携を推進します。	3-2-(5)-2	医療・介護連携による課題解決に向けた推進体制の検討・構築	地域の実情を把握し、高齢者の課題を解決するため、医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の研修を行うことにより、多職種が連携した体制構築やそれを支える機関の強化を図る。	同左	同左	高齢福祉課
	3 ・認知症の早期発見、早期対応に努め、認知症高齢者本人や家族を支えていけるよう、認知症施策を推進します。	3-2-(5)-3	もの忘れ検診事業	高齢者等がかかりつけ医でもの忘れ検診を受けることで認知症を早期発見し、医療や介護サービスにつなげ、早期治療の促進と重症化の予防を推進する。	同左	同左	高齢福祉課
			認知症サポーター養成事業	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指す。	同左	同左	高齢福祉課
			認知症初期集中支援推進事業	できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	同左	同左	高齢福祉課
	4 ・地域における高齢者の見守り等、高齢者がくらしやすい生活支援サービスの体制整備を図ります。	3-2-(5)-4	買い物しながら・わくわくリハビリ事業	要支援者・事業対象者に対し、介護予防・買い物支援・支出支援となる買い物リハビリを実施することにより、在宅での生活を支援する。	同左	同左	高齢福祉課
			要援護者台帳システム（救急キット）整備による登録推進事業	安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、災害、救急等の緊急時に支援を必要とする者に対し迅速かつ的確に支援を行えるよう、要援護者台帳システムへの登録を推進する。さらに、要援護者宅に救急キットを配置し、救急や災害時に必要な情報を収集できる体制を整備する。	同左	同左	高齢福祉課
			高齢者日常生活用具給付事業	住宅火災による犠牲者の多くが高齢者であることから、火災警報器が未設置の一人暮らし高齢者世帯等に対し警報器の設置を支援する。また、地震における家具等の転倒による被害から高齢者等の命を守る一助とするため、住宅の家具等の転倒防止器具の取り付けを支援する。	同左	同左	高齢福祉課
			高齢者にやさしい住まいエアコン設置事業	近年の酷暑により熱中症で高齢者が救急搬送されるケースが発生していることから、高齢者への緊急の熱中症対策の一つとして、エアコンのない高齢者のみの非課税世帯への設置を促進するため、費用の一部を補助する。	同左	同左	高齢福祉課
			ひとり暮らし高齢者安全協力員事業	安全協力員による定期的な声掛け等により、ひとり暮らし高齢者等の安全・安心を確保する。	同左	同左	高齢福祉課
			安心見守りネットワークづくり事業（さすけねっと）	高齢者等の生活を見守り、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、趣旨に賛同する協力機関の協力の下に高齢者等の見守りのネットワークをつくる。	同左	同左	高齢福祉課
			各種在宅サービス	要介護者が居宅サービス事業者から居宅サービスを受けた際、利用者へ給付する。また、在宅高齢者へ対し各種生活支援サービスを行う。	同左	同左	高齢福祉課
			在宅サービス（法人へ委託）	在宅サービス（デイケア・ショートステイ等）が必要な高齢者へサービスを提供するため、施設の管理を委託する。	同左	同左	高齢福祉課
	5 ・太極拳ゆったり体操などによる介護予防の推進と、高齢者に寄り添うまちづくりに努めます。	3-2-(5)-5	太極拳ゆったり体操教室指導員の育成等	介護予防を図ることを目的に太極拳ゆったり体操教室指導員を育成し普及に努める。	同左	同左	高齢福祉課
			太極拳のまちづくり	太極拳の普及並びに健康増進を図るため、太極拳フェスティバル及び太極拳講習会を開催する。	同左	同左	高齢福祉課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（5） 喜多方市地域包括ケアシステムの構築	5 ・太極拳ゆったり体操などによる介護予防の推進と、高齢者に寄り添うまちづくりに努めます。	3-2-(5)-5	一般介護予防推進事業	高齢者の介護状態予防のため、太極拳ゆったり体操教室及び足腰元気教室を開催する。	同左	同左	高齢福祉課
	6 ・老人クラブやいきいきサロン、高齢者生産活動センターなどへの社会参加を促し、高齢者の生きがいづくりを推進します。	3-2-(5)-6	高齢者生産活動センターの運営管理	高齢者の就業機会の増大や生きがいづくりのため、高齢者生産活動センターにおいて生産活動を実施する。	同左	同左	高齢福祉課
			敬老会	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者福祉について市民に広く関心と理解を求め、高齢者自らの生活向上に対する意欲を促す。	同左	同左	高齢福祉課
			老人クラブ活動支援のための補助金の交付	老人クラブの活性化により高齢者の社会参加や生きがいづくり等を促進するため、補助金を交付する。	同左	同左	高齢福祉課
			地域住民グループ支援事業（いきいきサロン）	住み慣れた地域で健康で楽しい生活を送るため、高齢者の集いの場を設ける。	同左	同左	高齢福祉課
	7 ・認知症高齢者等に対し、「権利擁護事業」「成年後見制度利用支援事業」を活用し、高齢者の尊厳を保持するとともに、関係機関と連携しながら高齢者の虐待防止に努めます。	3-2-(5)-7	高齢者虐待防止	虐待を受けている高齢者の相談や支援を行い、安全・安心な生活を確保する。	同左	同左	高齢福祉課
			成年後見制度利用支援事業	成年後見等の申立が必要な方のうち親族等によって申立を行うことが困難な方について審判の請求を行い、後見人等への報酬の支払いが困難な方への助成を行う。	同左	同左	高齢福祉課
	8 ・適切な介護サービスを提供できるよう、介護人材の育成及び地域への定着を図るとともに、計画的な介護サービスの基盤整備とサービスの質の向上に取り組みます。	3-2-(5)-8	介護職員養成・就労定着化事業（介護パワーアップ事業）	介護職員の確保と定着化及びスキルアップを図るため、就職前における介護職員養成講座や体験研修を実施するほか、就職後における介護職員初任者研修、実務者研修などキャリアアップや処遇改善につながる取組を支援する。	－	－	高齢福祉課
			介護相談員派遣事業	介護サービスの提供を行う事業所等を訪問し利用者等からの話しや相談に応じることにより、利用者等の疑問や不安の解消並びに介護サービスの質の向上を図る。	同左	同左	高齢福祉課
			各種施設サービス	要介護3～5の要介護者が介護保険施設でサービスを受けた際、利用者へ給付する。	同左	同左	高齢福祉課
			介護施設整備に要する建設費の一部助成	介護施設整備に要する建設費の一部助成により地域高齢者福祉の増進を図る。	同左	同左	高齢福祉課
			ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第1期工事） 【再掲　3-1-(1)-2】				企画調整課
（6） 保健・福祉施設の整備	1 ・高齢者や障がい者が健康で安心してくらせる地域社会の形成に向け、保健、介護、福祉施設などの整備充実を図ります。	3-2-(6)-1	介護施設整備に要する建設費の一部助成 【再掲　3-2-(5)-8】				高齢福祉課
			山都保健センター修繕業務	老朽エアコンの取替修繕等を行う。	－	－	山都総合支所住民課
（7） 障がい者への支援	1 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う障がい福祉サービスの充実に努めます。	3-2-(7)-1	障害者総合支援法に基づく各種サービスの実施	障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス利用計画書を作成し、ホームヘルプ、ショートステイ、生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援、療養介護等のサービスを給付する。	同左	同左	社会福祉課
			児童発達支援事業	障がいのある児童・生徒に対し、児童発達支援や放課後デイサービス等のサービスを給付し、自立した日常生活又は集団生活を営むことができるよう、訓練を行うことにより社会参加の促進を図る。	同左	同左	社会福祉課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（7） 障がい者への支援	1 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う障がい福祉サービスの充実に努めます。	3-2-(7)-1	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	心身に障がいのある方の保護者に対し、市が福島県心身障害者扶養共済制度の掛金を助成することにより、加入を容易にし、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る。	同左	同左	社会福祉課
			軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入等に要する費用の一部を助成する。	同左	同左	社会福祉課
	2 ・障がい者（児）の自立を支援するため、特別障害者手当、重度心身障害者医療費の支給などにより福祉の増進を図ります。	3-2-(7)-2	特別障害者手当の支給	身体、精神に重度の障がいを有する常時特別の介護を要する在宅重度障がい者の生活を支援する。	同左	同左	社会福祉課
			重度心身障害者（児）に対する医療費助成	身体障害者手帳1・2級（内部障がいは3級）、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1級の方などの医療費自己負担分を助成し負担の軽減を図る。	同左	同左	社会福祉課
			特定疾患患者見舞金の支給	指定難病医療費受給者証、小児慢性特定疾患治療研究事業認定証、人工透析を受けている方へ見舞金を支給する。	同左	同左	社会福祉課
	3 ・障がい者（児）の社会参加や地域における活動を支援するため、地域生活支援事業に積極的に取り組みます。	3-2-(7)-3	地域生活支援事業	障がいのある方・障がいのある子どもが、地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう日常生活用具の給付、移動支援事業、生活サポート事業、コミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣）、住宅改善等の相談、スポーツ教室の開催等を実施する。	同左	同左	社会福祉課
			障がい者相談支援事業	障がいのある方及びその家族が安心して日常生活を送れるよう、障がい者総合相談窓口及び業務委託している県指定障がい者相談支援事業所において相談支援体制の強化を図る。	同左	同左	社会福祉課
			障がい関係団体等の活動支援	県障がい者スポーツ協会、いこいの家の障がい関係組織に対する負担金を支出するとともに、喜多方市身体障がい者福祉会、手をつなぐ親の会など障がい関係団体に係る活動を支援する。	同左	同左	社会福祉課
			喜多方市成年後見制度利用支援事業	障がいのある方やその親族の状況により、市長が成年後見等審判の申立を行う。また、経済状況により費用の一部を助成する。	同左	同左	社会福祉課
			障がい者シンポジウム開催事業	障がいのある方が生きがいを持っていきいきとした生活を送るため、市民や企業等を対象とした障がいに関する正しい知識と理解を深めるためのシンポジウムを開催する。	同左	同左	社会福祉課
			腎機能障がい予防・生活継続講演会開催	腎機能障害のある方が生きがいを持っていきいきとした生活を送るため、本人や家族等が正しい知識と理解を持つこと及び腎機能障がいの予防を目的とした講演会を開催する。	同左	同左	社会福祉課
			ヘルプマーク・ヘルプカードの利用促進	外見からは分かりにくい障害を持つ方等が支援を受けやすくするためのヘルプマーク・ヘルプカードを配布するとともに、その趣旨を広く周知し、市民の理解を得る。	同左	同左	社会福祉課
			地域生活支援拠点コーディネーター事業	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え実態の把握に努め支援に結びつけるコーディネーターを配置し、緊急時の受入れ体制や地域移行のための体験のコーディネートを行い、障がい者（児）が安全・安心した日常生活が送ることができる体制を構築する。	同左	同左	社会福祉課

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（7） 障がい者への支援	3 ・障がい者（児）の社会参加や地域における活動を支援するため、地域生活支援事業に積極的に取り組みます。	3-2-(7)-3	地域生活支援拠点緊急時受入れ及び体験の機会・場の提供	障がい者等と同居する家族等の急病等又は虐待による緊急的な保護が必要な場合に、居室の提供や必要な支援を行い、また、親元からの自立等にあたり、主に障がい福祉サービス等の利用に繋がっていない障がい者等に対し宿泊を伴う一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	同左	同左	社会福祉課
			手話通訳者養成講座受講費助成事業	本市では手話通訳ができる方が少ないことから、手話通訳者を養成するため、福島県聴覚障害者協会主催の講座を受講し、手話通訳者認定試験を受ける意思のある者に対し、受講に要する費用を助成する。	同左	同左	社会福祉課
（8） 生活困窮世帯への支援	1 ・生活困窮者自立支援制度に基づく必須事業の取組とあわせて各種任意事業の取組に努めます。	3-2-(8)-1	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給）	生活困窮者自立支援法に基づき、必須事業である「住居確保給付金の支給」により、住居の確保が困難な方に対する援助を行う。	同左	同左	社会福祉課
			生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	家計収入の減少や家計の収支バランスが図られていないなどの問題を抱える生活困窮者の家計管理能力を高め、生活の再生を支援する。	同左	同左	社会福祉課
	2 ・生活保護制度の適正実施を図ります。	3-2-(8)-2	生活保護制度の適正実施	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	同左	同左	社会福祉課
（9） ひとり親家庭に対する支援	1 ・ひとり親家庭に対する各種手当の支給や相談体制の充実を図ります。	3-2-(9)-1	児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の自立を助け、生活の安定を図るため、手当を支給する。	同左	同左	こども課
			ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭及び父母のいない児童がいる家庭のうち所得が低い家庭に対し医療費の一部を助成する。	同左	同左	こども課
			自立支援教育訓練給付金及び高等技能訓練促進費等給付金事業	ひとり親家庭の父又は母の職業能力の向上と就職に有利な資格の取得を支援するため給付金を支給する。	同左	同左	こども課
			女性相談員設置事業	母子自立支援員を設置することにより、児童を扶養している配偶者のいない者の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。	同左	同左	こども課
			子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行うことのできる「居場所」の運営を委託する。	同左	同左	こども課
（10） 福祉関係団体等への支援	1 ・福祉関係団体等を支援し、地域の見守り体制や団体活動の充実を図ります。	3-2-(10)-1	各種福祉団体等に対する支援	社会福祉大会・喜多方地区保護司会へ負担金を支出し、支援するとともに、社会福祉協議会・遺族連合会に対して補助金を交付し、活動を支援する。	同左	同左	社会福祉課
			民生児童委員への支援	民生児童委員連合会に対し補助金を交付し、活動を支援する。	同左	同左	社会福祉課

3　消防・防災

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 消防体制の充実	1 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携や消防団活動に女性ならではの視点を生かすため、女性の入団を促進するなど消防団組織の充実を図るとともに、消防施設や設備の計画的な整備を行い、消防体制の充実に努めます。	3-3-(1)-1	消防団運営事業	各種災害から市民の生命と財産を守るため、消防団の円滑な運営や消防行事及び各種訓練等を実施するとともに、消防団組織の再編や女性消防団員の加入促進等により組織の充実を図る。	同左	同左	生活防災課
			消防ポンプ車等整備事業	消防施設整備計画に基づき、消防ポンプ自動車及び消防ポンプ庫の整備等を行う。	同左	同左	生活防災課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 消防体制の充実	1 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携や消防団活動に女性ならではの視点を生かすため、女性の入団を促進するなど消防団組織の充実を図るとともに、消防施設や設備の計画的な整備を行い、消防体制の充実に努めます。	3-3-(1)-1	消防施設整備事業	消防施設整備計画に基づき、消防機械器具及び消防施設の更新を計画的に行う。また、消火栓を新規設置し消防水利の確保を図る。	同左	同左	生活防災課
			消防施設管理事業	消防ポンプ自動車や消防施設の修繕、維持管理を行う。また、消火栓等の修繕を行い消防水利の維持管理を行う。	同左	同左	生活防災課
			婦人消防隊連絡協議会運営費補助金	熱塩加納地区、高郷地区の婦人消防隊の予防消防活動等に対し補助を行う。	同左	同左	生活防災課
（2） 防災体制の強化	1 ・地域の防災力を強化するため自主防災組織の充実と市民の自主防災意識の高揚を図ります。	3-3-(2)-1	水防対策事業	水防用備品の整備を図るとともに、消防団の水防訓練への積極的な参加を促し、豪雨・台風等の水防対策を実施する。	同左	同左	生活防災課
			防災対策事業	地震や豪雨などによる自然災害の防災減災に努めるとともに、防災マニュアルの活用及び啓発を行う。	同左	同左	生活防災課
			防災力・減災力強化事業 （自主防災組織支援事業）	自主防災組織の結成時に必要な経費及び活動に関する経費を補助し、地域防災力の向上を図る。	同左	同左	生活防災課
	2 ・高齢者や障がい者など避難行動要支援者を守るため、各関係機関が連携した救助体制の確立に努めるとともに、災害ボランティアの協力を促進します。	3-3-(2)-2	避難行動要支援者名簿の作成	災害時の避難誘導を確実にするため、災害時避難行動要支援者名簿を更新する。	同左	同左	生活防災課
			救助体制の確立	山岳遭難や行方不明者捜索など人命救助を行う山岳協議会、県防災ヘリコプター運行協議会へ負担金を支出する。	同左	同左	生活防災課
	3 ・災害発生時の円滑で速やかな情報伝達及び被害復旧活動を行うため、防災行政無線のデジタル化や情報通信技術（ICT）を活用した緊急情報伝達体制の確立、他自治体や事業所との災害協定の締結により体制の充実に取り組みます。	3-3-(2)-3	V-Low災害情報連携システム構築事業	V-Lowマルチメディア放送を喜多方・塩川地区の防災行政無線として活用するため、同地区の小学校等へ屋外拡声設備14箇所を整備する。	喜多方・塩川地区の土砂災害等危険箇所・浸水想定区域へ屋外拡声設備を整備する。	－	情報政策課
			災害協定の締結	他自治体や事業所との災害協定の締結を推進することで、災害発生時の被害復旧体制の充実を図る。	同左	同左	生活防災課
			緊急情報伝達体制の確立	防災行政無線や福島県総合情報通信ネットワークの維持管理、運用を行う。	同左	同左	生活防災課
	4 ・国民保護計画に基づき、各関係機関と連携しながら武力攻撃災害などに対処していきます。	3-3-(2)-4	国民保護計画に関する事業	国民保護協議会の開催及び国民保護計画の随時見直しを行うとともに、テロや武力攻撃から市民を守るための保護措置の推進を図る。	同左	同左	生活防災課
（3） 避難体制の確立	1 ・災害時における市民の避難誘導などを的確かつ迅速に行うため、地域防災計画に基づく避難勧告などの判断基準及び情報伝達マニュアルを整備し、避難場所や避難経路の確保と周知を行います。	3-3-(3)-1	防災訓練事業	地域防災計画に基づく総合防災訓練を実施することにより、地域防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。	同左	同左	生活防災課
			防災計画の修正及び各種防災マニュアル等の整備	各種災害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災計画の見直し等を行う。	同左	同左	生活防災課
	2 ・災害発生時における被災者救済のため、流通備蓄を基本とするとともに、未使用公共施設などを活用し、毛布や食糧などの備蓄に努めます。	3-3-(3)-2	防災力・減災力強化事業 （災害時備蓄品購入事業）	万が一の災害に備え、流通備蓄を基本とし、定期的に非常食糧品等を購入し備蓄を行う。	同左	同左	生活防災課

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（4） 救急救助体制の充実強化	1 ・適切な救急救助活動を行うため、救急救命士の養成や救急救助隊員の知識、技術向上を図るとともに、救急救助用資機材の充実に努めます。また、市民への救急救命に関する知識の普及を図り、救命率の向上に努めます。	3-3-(4)-1	広域市町村圏（常備消防費）負担金	喜多方地方広域市町村圏組合による常備消防の充実を図るため、救急救命士の養成や救急救助隊員の知識、技術向上を図り、救急救助用資器材の充実に努める。また、消防職員による市民団体や自主防災組織等への救急救命の知識の普及を図る。	同左	同左	生活防災課

4　生活・安全

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 交通安全の推進	1 ・警察署などの関係機関や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどを通して市民の交通安全意識の高揚を図ります。	3-4-(1)-1	交通安全対策事業	交通安全市民大会や交通安全パレード、交通安全作文、標語コンクール、交通安全教室などを開催し、交通安全意識の高揚を図る。	同左	同左	生活防災課
			運転免許証自主返納者支援事業	高齢者による交通事故の減少と公共交通の利用促進を図ることを目的に、運転免許証を自主返納した高齢者の不便さを解消するための支援を行う。	同左	同左	生活防災課
			チャイルドシート等購入助成事業	チャイルドシートの購入に対して助成を行い、乳幼児の交通被害の軽減と安全意識の高揚を図る。	同左	同左	生活防災課
			交通安全団体との連携	喜多方地区交通安全協会や全会津交通教育専門員連絡協議会、県交通教育専門員連絡協議会との連携により交通安全運動の推進を図る。	同左	同左	生活防災課
			交通安全団体への支援	喜多方地区交通安全協会喜多方市支部会や交通安全母の会連絡協議会の活動を支援し、交通安全運動の推進を図る。	同左	同左	生活防災課
	2 ・交通事故被害者を救済するため、市民交通災害共済への加入促進及び交通遺児に対する支援を図ります。	3-4-(1)-2	市民交通災害共済事業	交通事故被害者の救済のため、市民交通災害共済への加入促進を行う。	同左	同左	生活防災課
			交通遺児支援事業	交通遺児激励金の支給を行う。	同左	同左	生活防災課
（2） 防犯体制の充実	1 ・警察署などの関係機関や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーンや広報活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした防犯活動が実施できるよう地域の自主防犯組織の充実を図ります。	3-4-(2)-1	防犯等対策事業	関係団体と連携し、防犯キャンペーンを開催するとともに、防犯カメラ設置による防犯意識の高揚と地域に根差した防犯活動の実施を図る。	同左	同左	生活防災課
			安全で安心なまちづくり推進事業	市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となって犯罪、事故等の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを総合的に推進する。	同左	同左	生活防災課
			高郷町安全安心確保対策事業	高郷町における放火又は放火の疑いのある火災に対し、地域住民の不安払しょく及び安全で安心なまちづくりを進めるための事業を行う。	未定	未定	高郷総合支所住民課
			防犯団体等との連携	喜多方地区暴力追放対策協議会や喜多方地区防犯協会連合会と連携し、防犯意識の高揚と地域に根差した防犯活動の充実を図る。	同左	同左	生活防災課
			喜多方市防犯協会補助金	喜多方市防犯協会の活動を支援し、防犯意識の高揚と地域に根差した活動の充実を図る。	同左	同左	生活防災課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（3） 市民相談の充実	1 ・複雑多様化する市民生活問題に対応するため、人権相談、法律相談、行政相談の充実に努めます。	3-4-(3)-1	市民相談事業	複雑多様化する市民生活問題に対応するため、人権相談、法律相談、行政相談の充実を図る。また、若松人権擁護委員協議会への負担金を支出し、連携を図る。	同左	同左	生活防災課
	2 ・悪質商法などによるトラブルなどの相談及び苦情に対応するため消費生活センターによる相談体制の充実に努めます。	3-4-(3)-2	消費生活センター運営事業	悪質商法などによるトラブルなどの相談及び苦情に対応するため、消費生活センターの相談体制の充実を図るとともに消費者情報の提供を行う。	同左	同左	生活防災課
（4） 野生動物による人的被害防止	1 ・警察署などの関係機関と連携し、監視パトロールや注意喚起を行い、野生動物による人的被害の防止に努めます。	3-4-(4)-1	有害鳥獣被害防止対策事業 【再掲　1-1-(10)-1】				環境課
	2 ・野生動物を誘引しない環境づくりの支援や、有害鳥獣の捕獲などの対策を行います。	3-4-(4)-2	有害鳥獣被害防止対策事業 【再掲　1-1-(10)-1】				環境課
（5） 放射線関連の情報の提供	1 ・放射線関連の情報発信を行い、定期的な環境放射線等のモニタリングと結果の公表を行います。	3-4-(5)-1	空間放射線量測定業務	放射線測定器にて、市の公共施設や集会所等（市内243箇所）の空間線量を測定し、公表することにより市民の安全・安心を確保する。	同左	同左	環境課
			食品等放射性物質分析検査事業	市民が生産する自家消費野菜等を対象とした放射性物質検査を実施し、市民の安全・安心を確保する。	同左	同左	環境課
			個人線量計（バッジ式線量計）の貸出事業	バッジ式線量計を貸出して個人積算線量を測定することで、市民の放射線に対する不安の解消と生活環境に対する安心を確保する。	同左	同左	保健課

5　社会基盤

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） くらしや産業を支える道路環境の整備	1 ・生活環境の向上や商店街活性化、交流人口の拡大、企業誘致などの各施策に対応し、それらを支援する道路ネットワークを構築します。	3-5-(1)-1	豊川・慶徳線道路整備事業	喜多方中心市街地周辺の主要な道路である外環状道路に位置付けられ、さらに工業団地と会津縦貫北道路喜多方インターチェンジを結ぶ重要な道路として整備を図る。 物件調査算定、用地買収及び物件補償を行う。	用地買収及び物件補償を行い、橋梁下部工、道路改良工等に着手する。	用地買収及び物件補償を完了させ、橋梁下部工、橋梁上部工、道路改良工等に着手する。	建設課
			坂井四ツ谷線街路事業	中心市街地を東西に連絡する重要な道路として整備を図る。 道路改良工（電線共同溝工事L=158m）を実施する。また、物件移転補償（家屋、電柱等）を実施する。	道路改良工（L=158m（電線共同溝、消雪工））を実施する。	歩道工（L=158m）、植栽工等を実施する。	都市整備課
			御清水沿道整備街路事業	坂井四ツ谷線街路事業整備に併せ、土地区画整理事業手法を取り入れ、沿道商業地の保全を図る。 街区画地確定測量（A=0.4ha）を実施する。	区画整理登記（A=0.4ha）を実施し、事業完了とする。	－	都市整備課
			小田付地区街なみ環境整備事業	小田付地区まちづくり整備方針及び整備計画に基づき、住民と協働によるまちづくりを図る。 電柱移転補償、消雪施設工（L=170m）を実施する。	道路改良工（側溝整備L=240m）、消雪施設工（L=240m）を実施する。	道路改良工（L=240m）、照明工等（L=240m）を実施する。	都市整備課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） くらしや産業を支える道路環境の整備	2 ・各地域のバランスを考慮しながら市道整備を行うとともに、国、県道については、積極的に働きかけを行い整備促進を図ります。	3-5-(1)-2	道路改良等事業	道路改良・舗装（8路線）、測量設計等（3路線）を実施する。	改良舗装7路線を実施する。	改良舗装5路線を実施し、1路線を完了する。	建設課、各総合支所産業建設課
			上岩崎・吉志田線(太用寺橋)橋梁整備事業	地域間を連携する幹線道路で生活道路としても重要な路線であるが、太用寺橋の幅員が狭く車両のすれ違いができず支障を来たしていることから架け替えを行う。 測量業務に着手する。	橋梁予備設計に着手する。	橋梁詳細設計業務に着手する。	建設課
			鷲田・山田線舗装橋梁事業	熱塩加納地区の県道大平喜多方線と県道熱塩加納会津坂下線を結ぶ重要な路線であり、老朽化した半在家橋の架け替えを行う。 橋梁下部工及び上部工架設、取付道路工を完了させる。また、併せて鷲田工区の道路詳細設計、用地測量に着手する。	鷲田工区の用地買収及び道路改良工を完了する。	－	熱塩加納総合支所産業建設課
			石田坂・藤沢線（大沢口橋）橋梁整備事業	山都町を南北に通る重要な路線であるが、一ノ戸川に架かる大沢口橋の幅員が狭く老朽化しているため架け替えする。 橋梁詳細設計業務、旧橋撤去設計及び用地測量に着手する。	用地買収、物件補償、橋梁下部工及び道路改良工に着手する。	橋梁上部工に着手する。	山都総合支所産業建設課
			西谷地・塩坪線道路整備事業	高郷町の地域間を連携する幹線道路で生活道路としても重要な路線であり、車両通行に支障を来たしている区間を整備する。 道路詳細設計に着手する。	道路改良工事に着手する。	道路改良工事を実施する。	高郷総合支所産業建設課
			国、県道の整備	市民生活の基盤となる国県道の整備について、各種同盟会を通じ、国、県に要望活動を行い、整備促進を図る。	同左	同左	建設課
	3 ・各地域の安全・安心を確保するため、行政区間や通学路に公設街路灯を整備するとともに、行政区内の街路灯整備に対する支援を行います。	3-5-(1)-3	街路灯の整備	公設街路灯設置基準に基づき、降雪期前までに行政区要望箇所を整備する。	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
			街路灯整備の支援	行政区が行う街路灯の新設、切替、修繕に対し経費を支援する。	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
	4 ・行政区が事業主体となって行う道路整備に対して、生活道路整備事業などにより支援します。	3-5-(1)-4	生活道路整備事業	生活道路整備を促進し、生活環境の向上を図るため、その整備に要する経費を行政区に対し、支援する。（市道以外の道路）	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
			みんなの道づくり事業	道路整備委員会により評価された結果、当分の間、事業実施が見込まれないと判断された市道において、地域が取り組む市道の舗装に対する機械代、材料費を行政区に支援する。	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
	5 ・道路や道路構造物等の持続可能な維持管理に努めます。	3-5-(1)-5	安全安心な道路施設維持管理事業	老朽化が進む道路について、道路利用者及び第三者の被害を未然に防止する観点から、ポットホール（穴ぼこ）等破損個所の早急な修繕及び側溝整備を行い、安全安心な交通確保を図る。 （延長：1級市道103km　2級市道131km　その他市道792km）	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
			交通安全施設整備事業	カーブミラー、道路区画線等の設置、改修を行い、良好な道路環境を整備し、交通事故防止を図る。	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
			橋梁長寿命化整備事業	道路交通の確保を図るため、老朽化した橋梁の橋梁修繕実施設計（N=2橋）、橋梁補修工事（N=2橋）を実施する。	橋梁修繕実施設計、橋梁補修工事を実施する。	同左	建設課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） くらしや産業を支える道路環境の整備	5 ・道路や道路構造物等の持続可能な維持管理に努めます。	3-5-(1)-5	橋梁点検	橋梁が老朽化していくことを踏まえ、5年に一度の頻度で橋梁点検を実施する。（N=77橋）	同左 （N=77橋）	同左 （N=77橋）	建設課
			道路ストックリニューアル事業	老朽化が進む道路、道路構造物などの道路施設について、道路利用者及び第三者の被害を防止する観点から、舗装補修を行い、安全安心な交通確保を図る。 延長：1級市道103km　2級市道131km　その他市道792km	道路施設点検、維持修繕工事を実施する。	同左	建設課
			林道安全確保対策事業 【再掲　1-1-(8)-3】				農山村振興課
	6 ・地域の実情に即した除雪体制を整備し、冬期間の市民生活の安全と経済活動の確保が図れるよう的確でスムーズな除雪に努めます。	3-5-(1)-6	市道除雪	除雪延長984.7km(車道839.5km、歩道145.2km)について除雪機械配置台数254台により、除雪を実施する。	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
			除雪機械整備事業	除雪ドーザ1台と除雪トラック1台を更新する。	除雪ドーザ2台を更新する。	除雪ドーザ2台を更新する。	建設課
			雪寒施設整備事業	市街地における消雪施設の水源を新たに確保するためさく井工事を実施する。	同左 （ポンプ入替）	消雪施設修繕工事を行う。 （L=347m）	建設課
（2） 快適で住みよい生活環境の形成	1 ・通行者の安全確保や利便性の向上など交通や連絡機能の充実を図ります。	3-5-(2)-1	塩川駅東西自由通路整備事業	都市再生整備計画事業の調査設計と東日本旅客鉄道株式会社との協議を進め、基本協定を締結する。	基本設計に着手する。	実施設計に着手する。	都市整備課
	2 ・市全体の公園整備状況を考慮し、年次計画により整備を推進します。	3-5-(2)-2	御殿場公園整備事業	市内外の人々が広く利用できるシンボル公園として、未整備範囲の2.6haを整備し、既存の花しょうぶ園を中心に再整備を図る。 大型遊具等を設置する。	サービス施設（トイレ等）を整備する。	－	都市整備課、塩川総合支所産業建設課
			市営墓地の管理及び上ノ山墓地公園の整備	上ノ山墓地公園、別府、西岡新墓地及び高郷墓地公園の施設の維持管理を行う。	同左	同左	環境課
	3 ・公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を推進します。	3-5-(2)-3	きたかた喜楽里パークプラン事業	公園施設長寿命化計画に基づき、5公園の老朽化した遊具や施設を改修する。	公園施設長寿命化計画に基づき、7公園の老朽化した遊具や施設を改修する。	－	都市整備課
			都市公園の維持管理	都市公園等において、除草作業等を行うことにより、公園利用者が快適に利用できるよう、きめ細やかな維持管理を行う。	同左	同左	都市整備課
	4 ・生活環境の向上を図るため、都市下水路や生活排水路の維持・管理を推進します。	3-5-(2)-4	都市下水路の維持管理	定期的なパトロールを実施し、適正な維持管理を行う。	同左	同左	下水道課
	5 ・行政区が主体となって進める水路の整備・維持管理を支援します。	3-5-(2)-5	生活排水路整備事業	行政区が行う生活排水路整備の経費を支援する。	同左	同左	建設課、各総合支所産業建設課
	6 ・準用河川等の適正な整備及び維持・管理に努めるとともに、一級河川の整備促進については、関係機関に積極的な働きかけを行います。	3-5-(2)-6	準用河川身神川改修事業	塩川地区の準用河川身神川の整備を図る。 U型側溝（L=16m）を整備する。	ボックスカルバート工を行う。 （L=33m）	－	塩川総合支所産業建設課
			阿賀川旧河道魅力創造事業	旧河道活用方針について会津坂下町と協議、決定し、環境改善及び活用支援について国及び県に要望する。	活用方針に基づき、環境改善及び活用支援について国及び県に要望する。	同左	建設課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 快適で住みよい生活環境の形成	7 ・道路、公園、公共建築物等の公共施設について、ユニバーサルデザインの実現に取り組みます。	3-5-(2)-7	ユニバーサルデザインの推進（公共施設）	公共建築物等の公共施設について、ユニバーサルデザインの実現に施設管理者と共に取り組む。	同左	同左	都市整備課
			ユニバーサルデザインの推進（道路、公園）	道路、公園整備において、ユニバーサルデザインを考慮した整備に取り組む。（都市計画道路坂井四ツ谷線）	同左	同左	都市整備課、各総合支所産業建設課
（3） 安定した水道水の供給と汚水処理の普及拡大	1 ・老朽化した配水管等の布設替え及び浄水、配水施設の計画的な更新に努めます。	3-5-(3)-1	老朽管更新	配水管布設替工事を行う。	同左	同左	水道課
	2 ・上水道未整備地区の整備推進と未加入者への加入促進に努めます。	3-5-(3)-2	岩月町入田付地区拡張工事	岩月町入田付地内送配水管布設工事を行う。	同左	同左	水道課
			塩川町四奈川地区拡張工事	塩川町四奈川地内配水管布設工事を行う。	同左	－	水道課
			小学生水道利用ポスターコンクール	水道週間時に市内小学4～6年生を対象にポスターコンクールを実施する。	同左	同左	水道課
	3 ・公共下水道の整備を推進するとともに、施設・設備の適正な維持管理に努めます。	3-5-(3)-3	公共下水道の整備推進	喜多方・塩川地区の整備を推進する。（管渠整備延長　L＝2,226m）	同左	同左	下水道課
			公共下水道処理施設のストックマネジメント計画	塩川処理場の実施設計を実施する。	喜多方処理場の改築を実施する。	同左	下水道課
			農業集落排水施設の機能強化事業	機能強化（改築）の概要書を作成する。	概要書を県に申請する。	機能強化事業を実施する。	下水道課
	4 ・下水道の利用者（接続者）の拡大に努めます。	3-5-(3)-4	公共下水道等への加入促進	加入促進月間を設定し、戸別訪問等を実施する。	同左	同左	下水道課
	5 ・下水道の整備が見込めない区域において、浄化槽の設置を促進します。	3-5-(3)-5	浄化槽設置整備事業	浄化槽設置促進のための支援を実施する。（設置助成　70基）	同左	同左	下水道課
（4） 公共交通の充実	1 ・鉄道交通の利便性を高めるため、ダイヤの改正、輸送力の充実強化及び駅構内のバリアフリー化などの施設改善について、関係機関に働きかけるとともに乗車券類受託販売業務を継続して行い、利用者の利便性の向上を図ります。	3-5-(4)-1	鉄道交通等への要望活動	福島県鉄道活性化協議会主催のJRへの要望活動の実施など、鉄道交通の利便性を高めるため、関係機関へ働きかけを行う。	同左	同左	企画調整課
			乗車券類販売業務委託	塩川駅・山都駅・荻野駅での乗車券類販売業務を継続し、利用者の利便性向上を図る。	同左	同左	地域振興課
	2 ・会津鉄道・野岩鉄道への支援と利便性の向上などを働きかけるとともに、鉄道利用についての普及啓発を行い、利用促進に努めます。	3-5-(4)-2	会津鉄道、野岩鉄道への支援、利用促進	鉄道交通の利便性を高めるため、会津鉄道及び野岩鉄道への運営支援を行うとともに、施設改善やダイヤ改正などの要望活動を行う。	同左	同左	企画調整課
	3 ・バスの運行を支援するとともに、喜多方市地域公共交通網形成計画及び再編実施計画を策定し、持続可能な公共交通の形成と、利用者の利便性の向上を図ります。	3-5-(4)-3	地域公共交通会議支援事業	市民の日常生活に必要な公共交通の確保及び集団で遠距離通学する児童・生徒の安全確保のため、予約型乗合交通の運営を委託している喜多方市地域公共交通会議の運営を支援する。	同左	同左	地域振興課
			地域公共交通会議支援事業 【再掲　2-1-(6)-5】				地域振興課
			生活交通対策事業	市民の日常生活に必要な公共交通の確保を図るため、民間事業者による生活交通路線バスの運行を支援する。	同左	同左	地域振興課

大綱3　安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（4） 公共交通の充実	3 ・バスの運行を支援するとともに、喜多方市地域公共交通網形成計画及び再編実施計画を策定し、持続可能な公共交通の形成と、利用者の利便性の向上を図ります。	3-5-(4)-3	生活交通対策事業利用促進補助金	冬期間の通学に路線バスを利用する高郷中学校の生徒に対して、交通費の助成を行う。	同左	同左	高郷総合支所住民課
			高校生等通学費補助金	通学に予約型乗合交通を利用する熱塩加納町の高校生に対して、交通費の助成を行う。	同左	同左	熱塩加納総合支所住民課
（5） 良好で安全・安心な住環境の整備	1 ・空き家の適正管理を市民や所有者に対し啓発するとともに、利活用に対する支援を推進するなど空き家の発生の抑制に努めます。	3-5-(5)-1	空き家対策事業	空き家の所有者等に対する適正管理の啓発及び特定空家等の所有者等に対する助言・指導等を行うほか、空家等対策協議会において空家等対策の実施に係る協議を行う。また、安全・安心の確保や景観の維持、まちの活性化を図るため、老朽化が著しい空き家の解体撤去及び空き家の利活用などについて引き続き支援する。	同左	同左	都市整備課
	2 ・公営住宅等の整備・維持管理に努め、既存ストックの活用を図ります。	3-5-(5)-2	既存住宅維持管理修繕事業	下台団地1・6号棟屋上防水・外壁改修工事を実施し、適切な維持管理を行う。	下台団地3号棟屋上防水・外壁改修工事等を実施し、適切な維持管理を行う。	菅井団地浄化槽改修工事等を実施し、適切な維持管理を行う。	都市整備課
	3 ・低所得者、高齢者及び障がい者などの要配慮世帯に対し、低家賃での住宅提供に努めます。	3-5-(5)-3	公営住宅の管理	公営住宅法等の規定に基づき、適正な入居選考基準の運用により住宅を提供する。	同左	同左	都市整備課
	4 ・地震に対する既存建築物の安全性の向上を図るため、耐震診断の支援や、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事の支援を行います。	3-5-(5)-4	耐震化への支援	地震に対する既存建築物の安全性の向上を図るため、耐震診断の支援や、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事の支援を行う。	同左	同左	都市整備課
（6） 有効的な土地利用等の推進	2 ・土地の地番、地目、境界及び所有者を調査するとともに、地籍図及び地籍簿を作成し、国土調査の事業を推進します。	3-5-(6)-2	地籍調査事業	土地の所有関係や境界等を確認し、明確化を図ることで土地の基礎資料とするとともに、課税の公平化に寄与するため、国土調査事業を実施する。	同左	同左	山都総合支所産業建設課
（7） 地域情報化の推進	1 ・最新の情報通信技術の動向を調査するとともに、住民の利便性向上や地域が抱える課題解決のためのツールとしての情報通信技術の利活用について研究・検討します。	3-5-(7)-1	次期高度情報化計画策定	本市が抱える様々な課題解決に向けてICT利活用を推進するため、次期高度情報化計画を策定する。	－	－	情報政策課
	2 ・情報通信基盤の更なる充実に向け、関係機関等へ働きかけを行い、地域情報化の推進を図ります。	3-5-(7)-2	携帯電話不通話地域解消事業	携帯電話不通話地域において、国の補助事業を活用し、携帯電話基地局を整備するもので、国の補助事業の要件となっている携帯電話事業者の参画について、携帯電話事業者に働きかけを行う。併せて、事業者の自主整備についても働きかけを行う。	同左	同左	情報政策課
			地域情報通信基盤運用事業	地域情報通信基盤（市が熱塩加納・塩川・山都・高郷地区に整備した光ファイバケーブル網）を電気通信事業者に貸与し、地域住民に対して超高速インターネット接続サービスを提供する。	同左	同左	情報政策課

大綱4　自然との共生と元気なふるさとづくり

1　協働・地域コミュニティ・市民活動

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 協働の意識の醸成	1 ・地域活力の維持向上や公共的な課題の解決のため、市と市民あるいは市民同士などの協働の取組の意識の醸成を図ります。	4-1-(1)-1	喜多方市公園等管理サポート協定	行政区、地域団体と市で公園管理に関する協定を交わし、ボランティア活動を支援する。また、協定団体増加の促進を図る。	同左	同左	都市整備課
			うつくしまの道・サポート制度	実施団体と県、市で合意書を交わし、道路美化清掃のボランティア活動を支援する。（18団体）	同左	同左	建設課
（2） 地域コミュニティの支援	1 ・行政区など地域のコミュニティを担う組織が活用できる支援制度の情報提供や、各種補助制度などにより地域の実情に応じた支援を行います。	4-1-(2)-1	集会施設整備事業	行政区が集会施設（行政区所有）の新築、改築、改修等を実施するに当たり、その経費の一部を補助する。	同左	同左	総務課
			ふるさと創生事業	市民が自ら考え、自ら実践する地域づくり活動を推進するため、地域の活性化に寄与する事業を行う行政区等に対して補助金を交付し活動を支援する。	同左	同左	地域振興課
			協働のまちづくり（住民自治）推進事業	自治基本条例に基づく協働のまちづくりと市民が主体となった住民自治の取組を推進するため、行政区等が自分たちの住む地域の課題について考え、その解決に向けて実践する取組に対して支援する。	同左	同左	地域振興課
			地域づくりに役立つ各種補助制度の周知	福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）等、各種地域づくりに関する補助制度を広報等で周知する。	同左	同左	地域振興課
			コミュニティ助成事業	一般財団法人自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」についての情報提供及び採択事業への補助金の交付を行う。	同左	同左	地域振興課
	2 ・行政区自らが主体となって地域社会の活性化に貢献し、その活動が他の行政区の模範となるものを表彰し、地域の様々なコミュニティ活動を推進します。	4-1-(2)-2	一行政区一運動表彰事業	行政区が行う地域の様々なコミュニティ活動を推進する施策の一環として、地域社会の活性化に貢献し、かつ、その功績が他の行政区の模範となるものを表彰し、顕彰する。	同左	同左	総務課
	3 ・地縁団体の設立等に関する適切な支援と認可事務を行います。	4-1-(2)-3	地縁団体設立等認可事務	地方自治法第260条の2の規定に基づく地縁団体の設立認可等において、行政区における規約作成等を適切に支援する。	同左	同左	総務課
	4 ・人口減少と高齢化が進む地域などにおいて、過疎集落支援員の配置などにより、地域コミュニティの維持活性化に向けた支援を行います。	4-1-(2)-4	過疎地域・集落対策事業	集落支援員を設置し、集落の現状把握、話し合いの実施など、集落の維持・活性化を図るための支援活動を行う。	同左	同左	地域振興課
			地域おこし協力隊による地域活性化事業	地域おこし協力隊を設置し、地域の活性化に向け、地域ブランドの向上や地場産品のPR、伝統産業の継承等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	同左	同左	地域振興課
	5 ・地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するとともに、地域の実情を踏まえ、地域住民自らが地域のことを考え、課題解決に向けて取り組むことができる仕組みについて検討します。	4-1-(2)-5	住民自治推進事業	自治基本条例に基づく協働のまちづくりと市民が主体となった住民自治の取組を推進するため、喜多方市自治基本条例の普及・啓発等により、市民の自治意識の高揚を図る。	同左	同左	地域振興課
（3） 市民活動の推進	1 ・ボランティア団体やNPO法人などと連携し、市民活動の推進を図ります。	4-1-(3)-1	市民活動推進事業	市民と行政が共に協力し、市民の自主的な市民活動への支援を行うため、市民活動支援センターの運営を支援し機能強化を図るとともに、NPO活動に関する情報提供等を行う。	同左	同左	生活防災課
（4） 非核平和のまち宣言の普及啓発	1 ・市民の非核平和への関心を高めるとともに、市民共通の願いである非核平和を推進するため、非核平和のまち宣言の普及啓発を図ります。	4-1-(4)-1	小中学校への平和図書の配布	平和や核兵器廃絶への意識啓発のため、平和関連図書を配布する。	同左	同左	企画調整課
			「非核平和のまち」作文・習字コンクールの開催	平和維持と核兵器廃絶の重要性についての意識啓発を推進するため、作文・習字コンクールを開催する。	同左	同左	企画調整課

大綱4　自然との共生と元気なふるさとづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（4） 非核平和のまち宣言の普及啓発	1 ・市民の非核平和への関心を高めるとともに、市民共通の願いである非核平和を推進するため、非核平和のまち宣言の普及啓発を図ります。	4-1-(4)-1	原爆投下日の広報周知	広島･長崎原爆投下の日を市民に周知するため、サイレンを吹鳴し黙とうを呼び掛けるとともに、投下日に関する記事を広報に掲載する。	同左	同左	企画調整課
			非核平和の普及啓発事業の支援	市民団体の活動を支援する。	同左	同左	企画調整課

2　移住・定住

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 移住の促進	1 ・田舎暮らし相談窓口の充実や、本市でのくらしを体験できる仕組みづくりなど、移住しやすい環境の整備を推進します。	4-2-(1)-1	喜多方田舎暮らし支援事業	本市への移住・定住を促進するため、首都圏で開催される移住フェア等において本市での住環境や地域情報等を提供するとともに、移住希望者がお試し移住できる体験住宅の設置や、市外から移住してきた方が空き家を取得する際の経費等を支援する。	－	－	地域振興課
	2 ・移住のための住まいや仕事等について支援するとともに、首都圏等に向けて本市での田舎暮らしについて情報発信を行います。	4-2-(1)-2	喜多方田舎暮らし支援事業 【再掲　4-2-(1)-1】				地域振興課
			移住・定住PR事業	移住定住に関する支援制度や移住者紹介等を掲載した移住促進パンフレットを作成し、首都圏を中心に関係団体と連携を取りながら移住希望者に対する情報発信を強化することで、移住・定住の促進を図る。	同左	同左	地域振興課
			喜多方地方定住自立圏移住定住促進事業	本市、北塩原村及び西会津町が定住自立圏の取組みとして、連携を図りながら移住希望者に対する情報発信をすることで、移住・定住の促進を図る。	同左	同左	地域振興課
			「住むなら喜多方！」若者定住促進事業	若者の市外からの転入促進及び市外への転出抑制を図るため、新たに市内で住宅を取得する市内外の若者に対し、補助金を交付する。	－	－	地域振興課
（2） 定住の促進	1 ・若年層の市外への流出を抑制し、市内での定住を促進します。	4-2-(2)-1	「住むなら喜多方！」若者定住促進事業 【再掲　4-2-(1)-2】				地域振興課

3　連携・交流

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 地域間等の連携と交流の推進	1 ・関係市町村との連携による効率的で効果的な施策の推進を図るため、喜多方地方広域市町村圏組合による事業の共同処理を進めるとともに、定住自立圏形成協定や会津総合開発協議会などの活動を通して広域的な諸課題への対応を図ります。	4-3-(1)-1	喜多方地方広域市町村圏組合事業負担金（斎場負担金）	斎場運営のため、設置者である喜多方地方広域市町村圏組合に対し、負担金を支出する。	同左	同左	環境課
			磐越自動車道沿線都市交流会議	磐越自動車道沿線の都市間連携及び交流促進を図り、それぞれの特色を生かした機能の相互補完により地域の魅力を高める。	同左	同左	企画調整課
			会津北部・置賜南部交流推進懇話会	国道121号を核とした地域間の広域交流を図る。	同左	同左	企画調整課

大綱4　自然との共生と元気なふるさとづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 地域間等の連携と交流の推進	1 ・関係市町村との連携による効率的で効果的な施策の推進を図るため、喜多方地方広域市町村圏組合による事業の共同処理を進めるとともに、定住自立圏形成協定や会津総合開発協議会などの活動を通して広域的な諸課題への対応を図ります。	4-3-(1)-1	喜多方地方広域市町村圏組合による事務の共同処理	介護保険認定、し尿処理、ごみ処理、消防、斎場、一般廃棄物処理、ダイオキシン対策の各事業、喜多方プラザ運営について共同処理を実施する。	同左	同左	企画調整課
			「会津総合開発協議会」等を通しての広域的な施策の推進	会津総合開発協議会が実施する国、県等関係機関に対する要望活動へ参加する。	同左	同左	企画調整課
			喜多方地方定住自立圏	ビジョンに基づく事業を実施する。	同左	同左	企画調整課
			訪日外国人観光客誘客推進事業 【再掲　1-5-(3)-1】				観光交流課
			会津置賜広域圏外国人観光客誘客促進事業 【再掲　1-5-(3)-1】				観光交流課
			喜多方泊訪日旅行誘客促進事業 【再掲　1-5-(3)-1】				観光交流課
	2 ・友好都市である東京都東大和市や千葉県香取市など他市町村との行政分野での協力関係、連携関係を深めるとともに市民や民間団体間での産業・文化分野などの交流へと発展するよう地域間交流活動を推進します。	4-3-(1)-2	友好都市交流促進事業	重点取組分野の交流を推進する。	同左	同左	企画調整課
	3 ・大学、民間企業等との連携により、様々な分野での地域課題の解決に努めます。	4-3-(1)-3	産学官連携推進事業 【再掲　1-3-(3)-2】				商工課
			地域ものづくり産業発展支援事業 【再掲　1-3-(2)-3】				商工課
			きたかた応援大使事業	きたかた応援大使として32名を委嘱し、本市の魅力を全国に発信し、市のイメージアップや産業・観光及び教育文化の振興等、本市の活性化を図る。また、11月に任期満了となるため、制度の改廃について検討を行う。	同左	同左	企画調整課
			連携協定等の締結	企業や各種団体等との連携・協力体制を構築する。	同左	同左	企画調整課
（2） 国際交流の推進	1 ・市民が国際理解を深める機会を拡大するため、姉妹都市を締結している米国ウィルソンビル市などと交流を推進するとともに、民間団体などが行う国際交流活動を支援することにより市民の国際感覚の醸成に努めます。	4-3-(2)-1	姉妹都市ウィルソンビル市への派遣、受入事業に対する支援	海外への市民の派遣、海外からの外国人の受入等を通して市民の国際理解、国際感覚を醸成するため、補助金を交付する。	同左	同左	企画調整課
			国際交流協会の運営に対する支援	市民の国際理解、国際感覚を醸成するため、海外諸国との文化及び経済の交流を通して、国際社会の友好と平和に貢献する目的をもって設立された会津喜多方国際交流協会等に対し、補助金を交付する。	同左	同左	企画調整課

大綱4　自然との共生と元気なふるさとづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（2） 国際交流の推進	1 ・市民が国際理解を深める機会を拡大するため、姉妹都市を締結している米国ウィルソンビル市などと交流を推進するとともに、民間団体などが行う国際交流活動を支援することにより市民の国際感覚の醸成に努めます。	4-3-(2)-1	中華人民共和国江蘇省宿遷市友好交流事業	友好交流を実施する。	同左	同左	企画調整課
			喜多方市ホストタウン交流事業 【再掲1-5-(3)-2】				生涯学習課

4　生活環境・自然環境・景観

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 清流対策の推進	1 ・水路や側溝に年間を通して安定した流水と流量を確保するため、市民が行う清掃活動の促進と支援に努めます。	4-4-(1)-1	清流保全事業	河川からの取水の確保と水量の安定化を図る。（押切川塚原堰水系、八方堤水系、田付川・東一文字水系）	同左	同左	建設課
（2） 環境の保全	1 ・環境基本条例に基づき、市民、事業者と行政がそれぞれの役割と責務において、環境の保全に努めます。	4-4-(2)-1	喜多方市環境基本計画推進事業	環境の保全等に関する施策を推進するため審議会を開催するとともに、出前講座の実施など積極的に環境保全の啓発を図り、事業者や市民による環境負荷軽減につながる取組を促進する。	同左	同左	環境課
			新環境マネジメントシステムの推進	庁内から排出される廃棄物の削減と資源化を図る。	同左	同左	環境課
			公害対策事業	騒音測定調査、自動車騒音常時監視業務、公害・苦情等に係る現地確認、指導及び油流出事故等の応急処置等を行う。騒音・振動・悪臭については、市の定めた区域区分により、基準が守られるよう指導する。	同左	同左	環境課
	2 ・美しいまちづくりのため、散乱ごみなどをなくし、ポイ捨てや不法投棄に対する監視を強め、適正な処理を推進するとともに、市内一斉清掃の実施及び清掃活動の促進と支援に努めます。	4-4-(2)-2	一斉清掃及び奉仕活動の支援	年3回の一斉清掃（草刈り、ゴミ拾い等）や地区、職場、学校等の活動を支援（ゴミ袋の支給等）する。また、一斉清掃後のゴミの回収を委託により実施する。	同左	同左	環境課
			不法投棄等防止	市民等への啓発や不法投棄防止等推進員による巡回指導を行う。所有者不明不法投棄物については、回収等を実施する。	同左	同左	環境課
			集積場所の変更管理	ごみの集積場所の変更や設置等の管理を行う。	同左	同左	環境課
			野焼等禁止の啓発	広報、市のホームページにより野焼きの禁止、簡易焼却炉の使用禁止の啓発を図る。	同左	同左	環境課
	3 ・豊かな自然環境の保全・保護及び活用の促進に努めます。	4-4-(2)-3	地下水対策の検討	地下水資源の確保や有効活用のため、福島大学及び県と連携した地下水涵養の効果的な手法を検討する。	同左	同左	環境課
（3） 良好な景観の保全と形成	1 ・景観に対する市民の意識の醸成を図り、地域の自主的な景観形成に関する活動を支援します。	4-4-(3)-1	まちなみ景観形成支援事業	住民が主体となり、良好な景観の形成を図り、本市のイメージアップと市民生活の快適性及び利便性の向上に資する景観形成活動を支援する。	同左	同左	都市整備課
	2 ・景観計画及び景観条例の適切な運用により、豊かで美しい景観を、市民との協働により維持、保全し、良好な景観の形成を図ります。	4-4-(3)-2	景観アドバイザー等派遣事業	良好な景観形成等に取り組む団体に対し、景観に関し専門的な知識及び経験を有するアドバイザーを派遣し、その取組に対する活動を支援する。	同左	同左	都市整備課

大綱4　自然との共生と元気なふるさとづくり

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（4） 害を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除	1 ・害を及ぼすねずみなどの小動物や害虫による生活衛生の悪化を防ぐため、行政区と協働で駆除・防除に努めます。	4-4-(4)-1	害虫駆除、屋内・床下消毒	行政区が行うアメリカシロヒトリ及びマイマイガの防除や屋内・床下消毒に対し、機械貸出及び薬剤提供により支援する。	同左	同左	環境課

5　循環型社会

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 廃棄物減量化の促進	1 ・ごみの減量化と資源としての再利用を促進するため、市民の意識の高揚を図りながら、ごみの分別収集及び資源物収集に取り組みます。	4-5-(1)-1	廃棄物収集計画	一般廃棄物の減量及び適正な処理に関して一般廃棄物処理事業運営審議会を開催する。	同左	同左	環境課
			廃棄物・資源物の収集業務	ごみや資源物の収集を委託により実施する。粗大ごみは年3回、収集を委託により実施する。	同左	同左	環境課
			廃棄物減量等の推進	廃棄物減量等推進員を委嘱し、一般家庭から排出されたごみや資源物の分別徹底を図る。	同左	同左	環境課
			資源物の集団回収に対する助成	こども会等が実施する資源物回収に報奨金を支出する。	同左	同左	環境課
			ごみの削減に向けた取組	ごみの分別徹底、レジ袋削減、食品ロス削減に向けた広報活動を行う。	同左	同左	環境課
			喜多方地方広域市町村圏組合によるごみ焼却施設、ごみ破砕施設及び最終処分場の管理	収集したごみや資源物を環境センター山都工場等において適正に処理するため、設置者である喜多方地方広域市町村圏組合に対し、ごみ処理等負担金を支出する。	同左	同左	環境課
	2 ・木くずや生ごみなどの有機性資源による民間事業者のバイオマス利用を支援し、資源の循環的利用を促進します。	4-5-(1)-2	循環システムの確立と推進	生ごみの堆肥センター等の民間事業者に対し支援する。	同左	同左	環境課
			森林資源活用事業 【再掲　1-1-(9)-1】				農山村振興課
（2） 環境負荷の低減	1 ・限りある資源の有効活用に努めながら、市民や事業者に対して、環境にやさしい商品の使用、電化製品や自家用車の経済的利用など環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動を促進します。	4-5-(2)-1	環境にやさしい商品の使用推進	エコマーク・グリーンマーク商品の使用促進の啓発を図る。	同左	同左	環境課
			自動車の経済的利用の促進	アイドリングストップ運動の促進及び低公害車の使用促進の啓発を図る。	同左	同左	環境課
（3） 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	1 ・環境にやさしいまちの実現に向け、市民や事業者の省エネルギーに向けた取組の支援と意識啓発、再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、公共施設においても省エネルギーの取組及び再生可能エネルギーの導入を推進します。	4-5-(3)-1	再生可能エネルギー理解促進事業	再生可能エネルギーの理解促進のための事業を実施する。	同左	同左	企画調整課
			住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金の交付	一般住宅へ再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、ペレット・薪ストーブ、地中熱利用システム）を導入した際の経費を補助する。	同左	同左	企画調整課
			小水力発電施設の維持・管理	小水力発電所「喜多の郷発電所」の維持・管理を行い、再生可能エネルギーのモデルとして活用する。	同左	同左	企画調整課

計画の実現に向けて

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（1） 行政評価の推進	・基本計画の実施状況を評価する「施策評価」と実施計画に掲げる事務事業を評価する「事務事業評価」を実施し、評価結果の施策展開への反映に努めます。	実現-（1）	施策評価の実施	総合計画に掲げる指標の実績値や市民満足度・重要度アンケート調査の結果について、基本計画審議会等により検証を行い、総合計画の進捗管理や検証結果の施策への反映を行う。	同左	同左	企画調整課
			事務事業評価の実施	実施計画に掲げる事務事業について、事務事業評価推進本部会議や外部評価委員会により評価を実施する。	同左	同左	企画調整課
（2） 効率的な行政組織体制	・社会経済情勢の変化や市民ニーズに適切に対応できる効率的な組織体制を確立するとともに定員の適正化及び人材育成を推進します。また、部局間及び本庁と総合支所との連携を強化した行政運営を図ります。	実現-（2）	定員適正化の推進	定員適正化計画の下、職員数の適正管理に努める。	同左	同左	総務課
			職員研修・人事交流	職員研修計画に基づき計画的・効果的な職員研修を行うとともに、国・県等との人事交流を行う。	同左	同左	総務課
			行政改革の推進	大綱に基づく実施計画の取組を推進するとともに、行政改革推進委員会において取組結果を検証する。	同左	同左	企画調整課
			総合教育会議の開催	市長と教育委員会との十分な意思疎通を図るため、喜多方市総合教育会議を開催する。	同左	同左	企画調整課
（3） 市民の意見・意向の把握	・審議会等や事務事業への市民参画を促進するとともに、パブリックコメント制度やアンケート調査、市民懇談会などにより、市民の意見・意向を施策展開に反映していきます。	実現-（3）	審議会等の委員の公募	喜多方市審議会等の設置に関する基準に基づく積極的な市民参加を推進する。	同左	同左	総務課
			行政懇談会	各種周知事項の説明、各行政区からの要望に対する回答を実施する。	同左	同左	総務課
			パブリックコメント制度による意見の反映	市民が意見を述べるための十分な期間を確保するなど制度の的確な運用を行う。	同左	同左	企画調整課
			わくわく市政ふれあいトークの開催	市民と市長が直接対話できる機会を設け、まちづくりへの提案など市民の意見を反映する。	同左	同左	企画調整課
			ふれあい座談会の開催	行政区や市民団体等と市長が直接対話するため自ら出向き、これからの市政について市民の意見を市政運営に役立てる。	同左	同左	企画調整課
			市民の声（投書箱）などの設置	市政等に対する意見や苦情などを気軽に投書できる「市民の声」の設置や、ホームページに「市政へのご意見募集」を掲載する。	同左	同左	企画調整課
			基本計画審議会の開催	総合計画のフォローアップのため、基本計画審議会（公募委員含む）を開催し、市民の意見・意向を施策に反映する。	同左	同左	企画調整課
			市民満足度・重要度アンケート調査の実施	市民を対象にアンケート調査を実施し、本市の行政サービスに対する満足度・重要度や市政への意見を把握する。	同左	同左	企画調整課
（4） 市政情報の発信	・広報紙、ホームページ及び説明会などにより市政に関する情報を発信します。	実現-（4）	各種統計調査の実施	主な統計調査として、現住人口調査、学校基本調査、工業統計調査、経済センサス-基礎調査、全国家計構造調査、農林業センサス等を実施する。	主な統計調査として、現住人口調査、学校基本調査、工業統計調査、国勢調査等を実施する。	主な統計調査として、現住人口調査、学校基本調査、経済センサス-活動調査、社会生活基本調査等を実施する。	情報政策課
			広報紙の発行	広報きたかた（毎月1日）及び広報きたかた「お知らせ版」（毎月15日）を発行し、市民に市政や施策に関する情報等を発信する。	同左	同左	企画調整課
			ホームページなどによる情報発信	ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報を発信するとともに、コミュニティFMでのラジオ市政番組での情報発信を行う。	同左	同左	企画調整課
（5） ICTを活用した行政事務の効率化	・ICTを積極的に活用し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。	実現-（5）	コンビニ交付サービス事業	マイナンバーカード（個人番号カード）を使用して、コンビニエンスストアの多目的複写機（キオスク端末）で住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し及び所得・課税・扶養証明書を交付し、市民サービスの向上とマイナンバーカード（個人番号カード）の普及促進を図る。	同左	同左	市民課 税務課

計画の実現に向けて

基本計画における施策の内容		施策体系コード	事務事業名 ※【－－（）－】は再掲	事業概要（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	担当課
（5） ICTを活用した行政事務の効率化	・ICTを積極的に活用し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。	実現-（5）	基幹業務、内部事務の情報システム化	基幹業務、内部事務を情報システム化し、市民サービスの向上と事務の効率化を図る。	同左	同左	情報政策課
			議会タブレット導入事業	市民に開かれた議会運営を実現し、より一層市民の負託に応えるため、会議システム用タブレットを導入し、本会議等のペーパーレス化、情報伝達の迅速化、議会活動及び議員活動の活性化などを図る。	同左	同左	議事総務課
			音声認識システム導入事業	各種会議（全員協議会及び各常任委員会、議会運営委員会、その他の会議）に係る反訳作業について、音声認識システムを活用することで、会議録作成に係る所要時間の短縮化を図り、会議録閲覧要請に対して迅速に対応していく。	－	－	議事総務課
（6） 計画的で健全な財政運営	・中期財政計画により、収支均衡を見通した中での財政運営を行います。また、市債バランスや財政指標の管理、費用対効果分析の活用による事業効果の判断、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成等により、健全な財政運営を図ります。	実現-（6）	監査・検査及び審査	定期監査（上期・下期）、例月出納検査、決算審査（水道事業会計、一般・特別会計）、基金の運用状況審査、健全化判断比率等審査、財政援助団体等監査（補助金交付団体、公の施設の指定管理者）を実施する。	同左	同左	監査委員事務局
			中期財政計画の策定等	5年間における歳入歳出等の見通しを立て、財政収支の均衡及び財政健全化の確保を図るため、中期財政計画等を策定する。	同左	同左	財政課
			統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類の作成と公表	統一的な基準による地方公会計制度に基づいた財務書類の作成と公表を行う。	同左	同左	財政課
（7） 自主財源の確保	・税負担の公平性の原則を確保するため、課税客体の適切な把握と収納率の向上に努めます。また、行政サービスの受益に対する負担の公平性を確保するため、受益者負担の適正化に努めます。	実現-（7）	地理情報システム（GIS）データ修正業務	固定資産税の賦課資料となる地理情報システム（GIS）及び地籍図の修正業務において、最終的な工程となる作業を固定資産税係職員により進め、より適正な課税のための資料を整備する。	同左	同左	税務課
			国民健康保険税徴収技術向上事業	国民健康保険税の収納率向上に向け、県の収納率向上特別対策事業調整交付金を活用した専門家による講義等を通じて職員の徴収技術の向上を図る。	同左	同左	税務課
			管理職等特別訪問徴収事業	県の収納率向上特別対策事業調整交付金を活用し、現年度分滞納者の早期完納を目指して管理職等が一定期間、集中的に訪問徴収を実施する。	同左	同左	税務課
			ふるさと納税	ふるさと納税を通して、本市の魅力や地場産品及び特産品等の発信・PRを行うとともに、自主財源の確保に努める。	同左	同左	企画調整課
（8） 市有財産の有効活用	・土地や建物などの遊休財産等の適正な管理に努めるとともに、貸付や譲渡により有効活用を図ります。	実現-（8）	遊休土地建物の売却、貸付	用途廃止等により行政目的を持たない市有地並びに建物について、遊休土地建物の売却、貸付を行う。また、遊休資産の譲渡に向け、不動産鑑定や遊休地の測量調査を実施し、譲渡条件を確立する。	同左	同左	財政課
			ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第1期工事） 【再掲3-1-（1）-2】				企画調整課
（9） 公共施設の適正配置と整備	・公共施設の総合的かつ計画的なマネジメントに取り組むとともに、最適な行政サービスを提供するため、市民が利用しやすく、安全で安心な公共施設の整備を図ります。また、公共施設の整備や改修等においては、計画的な実施による歳出予算の平準化を図るとともに、資産総量の適正化に努めます。	実現-（9）	公共施設等総合管理推進事業	「公共施設等総合管理計画」により、将来を見据えた公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「個別施設計画」を策定する。	－	－	財政課
			総合支所喫煙所整備事業	健康増進法に基づく受動喫煙防止対策をさらに強化するため、各総合支所の喫煙所を整備する。	－	－	財政課
（10） 民間活力の活用	・施策を効率的・効果的に推進するため、必要に応じ民間委託及び指定管理者制度など民間活力を活用します。	実現-（10）	情報システム運用のアウトソーシング化	基幹業務、内部事務の情報システムについて、民間IDCへのアウトソーシングにより、システムを効率的に運用する。	同左	同左	情報政策課